8 月 🤉	定例教育委員会 資料
年月日	平成29年8月30日
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第27号 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正 する条例について

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 条例案要綱

1 制定の目的

指定管理施設移行に伴う利用料金制の導入のため、関係条例の一部を改正することを目的とします。

2 制定の内容

次の条例における施設に関して、指定管理施設への移行に伴う利用料金の定義等所要の整理をすることとします。

- (1) 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和48年鳥取市条例第48号)の一部改正(第1条関係)
 - ア 鳥取市河原町総合体育館
 - イ 鳥取市河原町勤労者体育館
 - ウ 鳥取市気高町勤労者体育センター
 - 工 鳥取市青谷町体育館
- (2) 鳥取市プールの設置及び管理に関する条例(昭和49年鳥取市条例第25号)の一部改正(第2条関係) 鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール
- (3) 鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例(昭和55年鳥取市条例第2号)の一部改正(第3条関係)
 - ア 鳥取市龍見台テニスコート
 - イ 鳥取市青谷町グラウンドテニスコート
- (4) 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取市条例第22号)の一部改正(第4条関係)
 - ア 鳥取市佐治町 B&G 海洋センター
 - イ 鳥取市気高町 B&G 海洋センター
 - ウ 鳥取市鹿野町 B&G 海洋センター

- (5) 鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市 条例第111号)の一部改正(第5条関係)
 - ア 鳥取市佐治町多目的運動広場
 - イ 鳥取市気高町運動広場
 - ウ 鳥取市鹿野町運動広場
 - 工 鳥取市青谷町農村広場
- (6) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例 (平成16年鳥取市条例第120号)の一部改正(第6条関係)
 - ア 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター
 - イ 鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター
 - ウ 鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター
- (7) 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第145号)の一部改正(第7条関係)

鳥取市国府町コミュニティセンター

(8) 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第150号)の一部改正(第8条関係) 鳥取市青谷町グラウンド

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を設けることとします。(附則第2項関係)

指定管理者制度導入予定施設一覧

対象施設	条例
鳥取市河原町総合体育館	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例
鳥取市河原町勤労者体育館	
鳥取市気高町勤労者体育センター	
鳥取市青谷町体育館	
鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例
鳥取市龍見台テニスコート	鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例
鳥取市青谷町グラウンドテニスコート	
鳥取市佐治町 B&G 海洋センター	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取市気高町 B&G 海洋センター	
鳥取市鹿野町 B&G 海洋センター	
鳥取市佐治町多目的運動広場	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例
鳥取市気高町運動広場	
鳥取市鹿野町運動広場	
鳥取市青谷町農村広場	
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例
鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター	
鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例
鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例

議案第137号

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成29年9月4日提出

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和48年鳥取市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第2項から第8項」を「第4項から第9項」に改める。

第17条第1項中「鳥取市民体育館」の次に「、鳥取市河原町総合体育館、鳥取市河原町勤労者体育館、鳥取市気高町勤労者体育センター及び鳥取市青谷町体育館」を加える。

第19条第1項中「別表第1項」の次に「から第3項まで」を加える。

別表中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を削り、同表第5項中「・鳥取市河原町勤労者体育館」及び「・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館」を削り、同項を同表第7項とし、同表中第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 鳥取市河原町総合体育館利用料金

時間	午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分	午	時	後10時

т	1	_	1	1	
競技場	全面	—般	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			360円	400円	4 4 0 円
		小学生、中学	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
		生、高齢者	180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	—般	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			180円	200円	220円
		小学生、中学	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
		生、高齢者	9 0 円	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニ	ング室	<u> </u>	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			100円	100円	100円
幼児体育	室		1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			200円	200円	400円
高齢者体	育室		1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			100円	100円	100円
研修室			1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			200円	200円	400円
健康相談	室		1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			200円	200円	400円
卓球場			1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			100円	100円	100円
					-

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。

- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費 (指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及び その付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者 及びその付添人
- 9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を利用する場合は、無料とする。
- 3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町 体育館利用料金

		区分	金額(1時間につき)
競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
	半面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円

障害者等 無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費 (指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及び その付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者 及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。

(鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取市プールの設置及び管理に関する条例(昭和49年鳥取市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第2又は」を削る。

第15条第1項中「鳥取市民プール」の次に「、鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール」を加える。

第17条第1項中「又は別表第3」を「から別表第3まで」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第17条関係」に、「鳥取市国府町農村勤労センタープール使用料」を「鳥取市国府町農村勤労センタープール利用料金」に、「金額」を「利用料金」に、「個人使用」を「個人利用」に改め、同表備考中「使用」

を「利用」に改める。

(鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例(昭和55年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「から別表第4まで」を削る。

第14条第1項中「及び鳥取市城北テニス場」を「、鳥取市城北テニス場、鳥取市気高町龍見台テニスコート及び鳥取市青谷町グラウンドテニスコート」に改める。

第16条第1項中「又は別表第2」を「、別表第2、別表第4又は別表第5」に 改める。

別表第3中「・鳥取市青谷町グラウンドテニスコート」を削る。

別表第4中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市気高町龍見台テニスコート使用料」を「鳥取市気高町龍見台テニスコート利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第5(第16条関係)

鳥取市青谷町グラウンドテニスコート利用料金

区分	利用料金(1面1時間につき)		
一般		2 0	0円
小学生、中学生、高齢者		1 0	0円
障害者等	無料		

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 照明設備の利用料金は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。

- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費 (指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及び その付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者 及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で 利用する場合は、無料とする。

(鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第228条第1項」を削り、「使用料等」を「利用料金」に改める。

第15条から第20条までを削り、第21条を第17条とする。

第14条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とする。

第13条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第12条第2項中「第7条」を「第9条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改め、「市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第14条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条 を第12条とする。

第9条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用し」を「利用し」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第9条とする。第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「公益上特に必要と認めるときは、使用料」を「あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金)

- 第7条 センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表第1又 は別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者 が定める。
- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる 第5条を次のように改める。

第5条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」 に、「使用」を「利用」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下 「指定管理者」という。)に行わせる。 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適 正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) センターの利用に関する業務
 - (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必要と認める業務 別表第1中「第17条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第2中「第5条関係」を「第7条関係」に改め、同表第1項中「鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等使用料」を「鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等利用料金」に改め、同項の表備考中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に改め、別表第2第2項中「鳥取市佐治町B&G海洋センタープール使用料」を「鳥取市佐治町B&G海洋センタープール・鳥取市気高町B&G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B&G海洋センタープール利用料金」に改め、同項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改める。

別表第3を削る。

(鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例 第111号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料」に改める。

第5条中「別表第1から別表第5まで」を「別表第2」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市佐治町多目的運動広場、鳥取市気高町運動広場、鳥取市鹿野町運

動広場及び鳥取市青谷町農村広場の管理は、法人その他の団体であって市長が指 定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適 正に運動広場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 運動広場の使用に関する業務
 - (2) 運動広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、運動広場の管理上市長が必要と認める業務
- 2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、 第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、 第4条、第9条、及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、 第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

- 第16条 運動広場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、 別表第1、別表第3、別表第4又は別表第5に定める金額の範囲内で、あらかじ め市長の承認を受けて指定管理者が定める。
- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用 料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市 長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還する ことができる。

別表第1中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市佐治町多目的運動広場使用料」を「鳥取市佐治町多目的運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料

金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第3中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市気高町運動広場使用料」を「鳥取市気高町運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第4中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市鹿野町運動広場使用料」を「鳥取市鹿野町運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同表備考第6項中「使用」を「利用」に改め、同項を同表備考第4項とする。

別表第5中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市青谷町農村広場使用料」を「鳥取市青谷町農村広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改める。

(鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(平成 16年鳥取市条例第120号)の一部を次のように改める。

第1条中「第244条の2第1項及び第228条第1項」を「第244条の2」 に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第14条を削り、第15条を第17条とする。

第13条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(物品販売等の制限)

- 第15条 トレーニングセンター及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為
 - (2) 寄附の募集
 - (3) 宣伝その他これに類する行為

(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立て札その他これらに類するものの設置

第12条第2項中「第9条」を「第11条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「市」を「市及び指定管理者に」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第1 3条とする。

第10条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長は、使用者」を「指 定管理者は、利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「トレーニングセンターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用し」を「利用し」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に改め、同条各号を削り、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金)

- 第7条 トレーニングセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に ついては、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内で、あらかじめ市長 の承認を受けて指定管理者が定める。
- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第5条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に、「暴力団の」を「暴力団その他集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「のうち、別表第1から別表第3までに掲げる施設」を削り、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

- 第3条 トレーニングセンターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。
- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適 正にトレーニングセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) トレーニングセンターの利用に関する業務
 - (2) トレーニングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上市長が必要と認める業務

別表第1中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料」を「鳥取市気高町農業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に改め、「9割の額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)」を加え、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に改める。

別表第2中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市鹿野町農業者

トレーニングセンター使用料」を「鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表第1項の表備考中「使用する」を「利用する」に改め、「9割の額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)」を加え、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に改め、別表第2第2項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第3中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料」を「鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に改める。

(鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

- 第14条 鳥取市国府町コミュニティセンター(以下「国府町コミュニティ施設」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。
- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適 正に国府町コミュニティ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国府町コミュニティ施設の利用に関する業務
- (2) 国府町コミュニティ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国府町コミュニティ施設の管理上市長が必要と 認める業務
- 2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、 第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、 第4条、第9条及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、 「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第12条 第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

- 第16条 国府町コミュニティ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第3に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。
- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。 (利用料金の減免)
- 第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用 料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市 長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還する ことができる。

別表第2鳥取市国府町コミュニティセンターの部を削り、同表備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第16条関係)

施設名	区分	午前8時30分~午後5時	午後5時~午後10時
-----	----	--------------	------------

	7	l I	ı
鳥取市国	多目的ホール	1 時間につき	1 時間につき
府町コミ		2,500円	5 , 0 0 0 円
ュニティ	大会議室	1 時間につき	1 時間につき
センター		700円	1,400円
	視聴覚室	1 時間につき	1 時間につき
		500円	1,000円
	食生活改善室、	1 時間につき	1 時間につき
	研修室(1)	3 0 0円	600円
	児童室、研修室(2)	1 時間につき	1 時間につき
	(3)(4)	200円	400円
	第3会議室	1 時間につき	1 時間につき
		200円	400円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。
- 3 鳥取市立国府町コミュニティセンターの多目的ホールの舞台のみを練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 4 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 調理実習室等における利用料金の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。
- 6 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた額とする。

(鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料」を「使用料」に改める。

第5条第1項中「別表」を「別表第1項の表又は第3項の表」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

- 第14条 鳥取市青谷町グラウンド(以下「グラウンド」という。)の管理は、法 人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。) に行わせる。
- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適 正にグラウンドの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) グラウンドの利用に関する業務
 - (2) グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上市長が必要と認める業務
- 2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、 第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、 第4条、第9条、第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第1 2条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

- 第16条 グラウンドの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、 別表第2項の表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管 理者が定める。
- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用

料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市 長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還する ことができる。

別表中「第5条関係」を「第5条、第16条関係」に改め、同表第2項中「鳥取市青谷町グラウンド使用料」を「鳥取市青谷町グラウンド利用料金」に改め、同項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案理由

指定管理施設の移行及び利用料金制の導入に伴い、所要の整備を行うためである。

鳥取市体首館の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例第48号)新旧対照表
∞
列第 4
仟松
行48
(昭)
3条例
に関する
/管理
) 設置及7
ち体 育館の
鳥取店

	改正後	2	改正前
鳥取市体育館の設置及び管理に関する	び管理に関する条例	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例	ゾ管理に関する条例
	昭和48年12月25日		昭和48年12月25日
	鳥取市条例第48号		鳥取市条例第48号
(問目)		(目的)	
第1条 この条例は、地方自治法	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244	第1条 この条例は、地方自治法	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244
条の2及び第228条第1項の規定に基づき、	規定に基づき、体育館の設置及び管理	条の2及び第228条第1項の規定に基づ	規定に基づき、体育館の設置及び管理
並びに使用料等について必要な事項を定めるこ	事項を定めることを目的とする。	並びに使用料等について必要な事項を定めることを目的とする	事項を定めることを目的とする。
(設置及び名称)		(設置及び名称)	
第2条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、	増進を図るため、体育館を次のとおり	第2条 市民の体育振興と健康の	市民の体育振興と健康の増進を図るため、体育館を次のとおり
設置する。		設置する。	
名称	位置	名称	位置
鳥取市民体育館	鳥取市吉成三丁目	鳥取市民体育館	鳥取市吉成三丁目
鳥取市湖山体育館	鳥取市湖山町北六丁目	鳥取市湖山体育館	鳥取市湖山町北六丁目
鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目	鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目
鳥取市豊実体育館	鳥取市野坂	鳥取市豊実体育館	鳥取市野坂
鳥取市松保体育館	鳥取市里仁	鳥取市松保体育館	鳥取市里仁
鳥取市岩倉体育館	鳥取市立川町六丁目	鳥取市岩倉体育館	鳥取市立川町六丁目
鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂	鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂
鳥取市稲葉山体育館	鳥取市卯垣五丁目	鳥取市稲葉山体育館	鳥取市卯垣五丁目
	•		

鳥取市千代水体育館	鳥取市商栄町	鳥取市千代水体育館	鳥取市商栄町
鳥取市城北体育館	鳥取市丸山町	鳥取市城北体育館	鳥取市丸山町
鳥取市東郷体育館	鳥取市北村	鳥取市東郷体育館	鳥取市北村
鳥取市大正体育館	鳥取市古海	鳥取市大正体育館	鳥取市古海
鳥取市末恒体育館	鳥取市伏野	鳥取市末恒体育館	鳥取市伏野
鳥取市浜坂体育館	鳥取市浜坂二丁目	鳥取市浜坂体育館	鳥取市浜坂二丁目
鳥取市美保南体育館	鳥取市叶	鳥取市美保南体育館	鳥取市叶
鳥取市富桑体育館	鳥取市西品治	鳥取市富桑体育館	鳥取市西品治
鳥取市湖山西体育館	鳥取市湖山町西一丁目	鳥取市湖山西体育館	鳥取市湖山町西一丁目
鳥取市湖南体育館	鳥取市金沢	鳥取市湖南体育館	鳥取市金沢
海洋の家体育館	鳥取市賀露町南五丁目	海洋の家体育館	鳥取市賀露町南五丁目
久松会館体育館	鳥取市東町三丁目	久松会館体育館	鳥取市東町三丁目
鳥取市津ノ井体育館	鳥取市桂木	鳥取市津ノ井体育館	鳥取市桂木
鳥取市米里体育館	鳥取市古郡家	鳥取市米里体育館	鳥取市古郡家
鳥取市若葉台体育館	鳥取市若葉台南二丁目	鳥取市若葉台体育館	鳥取市若葉台南二丁目
鳥取市大和体育館	鳥取市倭文	鳥取市大和体育館	鳥取市倭文
鳥取市中ノ郷体育館	鳥取市覚寺	鳥取市中ノ郷体育館	鳥取市覚寺
鳥取市国府町大茅体育館	鳥取市国府町栃本	鳥取市国府町大茅体育館	鳥取市国府町栃本
鳥取市国府町成器体育館	鳥取市国府町中河原	鳥取市国府町成器体育館	鳥取市国府町中河原
鳥取市福部町体育館	鳥取市福部町細川	鳥取市福部町体育館	鳥取市福部町細川
鳥取市河原町総合体育館	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原町総合体育館	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町勤労者体育館	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原町勤労者体育館	鳥取市河原町曳田

鳥取市用瀬町勤労者体育センター	鳥取市用瀬町別府	鳥取市用瀬町勤労者体育センター 鳥取市用瀬町別府	鳥取市用瀬町別府
鳥取市気高町体育館	鳥取市気高町浜村	鳥取市気高町体育館	鳥取市気高町浜村
鳥取市気高町勤労者体育センター	鳥取市気高町宝木	鳥取市気高町勤労者体育センター 鳥取市気高町宝木	鳥取市気高町宝木
鳥取市青谷町体育館	鳥取市青谷町善田	鳥取市青谷町体育館	鳥取市青谷町善田
鳥取市青谷町中郷体育館	鳥取市青谷町亀尻	鳥取市青谷町中郷体育館	鳥取市青谷町亀尻
鳥取市青谷町勝部体育館	鳥取市青谷町紙屋	鳥取市青谷町勝部体育館	鳥取市青谷町紙屋
鳥取市青谷町日置体育館	鳥取市青谷町山根	鳥取市青谷町日置体育館	鳥取市青谷町山根
鳥取市青谷町日置谷体育館	鳥取市青谷町奥崎	鳥取市青谷町日置谷体育館	鳥取市青谷町奥崎

(使用の許可等)

あらかじめ市長の許可を受け

体育館を使用しようとする者は、

第3条

(使用の許可等

第3条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前頃に規定する許可に、体育 館の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

体育

市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する許可に、

館の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用の許可の基準)

(使用の許可の基準)

体育館の使用

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、

第4条

を許可しないものとする。

| 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備、器具等をき損し、若しくは減失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的又は常 習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認め

建物、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのお

それがあると認めるとき。

(2)

(1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認め

なければならない。

7

るとす。	ると序。
(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認	(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認
めるとき。	めるとき。
(使用の許可の取消し等)	(使用の許可の取消し等)
第5条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が	第5条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が
次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を制限し、若し	次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を制限し、若し
くは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。	くは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。
(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。	(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
(3) 使用の許可の条件に違反したとき。	(3) 使用の許可の条件に違反したとき。
(4) 緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要が生	(4) 緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要が生
じたとき。	じたとき。
(5) 前各号に掲げるときのほか、体育館の管理上支障がある行為	(5) 前各号に掲げるときのほか、体育館の管理上支障がある行為
をし、又はそのおそれがあると認めるとき。	をし、又はそのおそれがあると認めるとき。
(使用期間の制限)	(使用期間の制限)
第6条 体育館は、引き続き5日を超えて使用することができない。た	第6条 体育館は、引き続き5日を超えて使用することができない。た
だし、市長が特に必要があると認めるとき、又は体育館の管理運営上	だし、市長が特に必要があると認めるとき、又は体育館の管理運営上
支障がないと認めるときは、この限りでない。	支障がないと認めるときは、この限りでない。
(使用料)	(使用料)
第7条 使用の許可を受けた者は、別表第4項から第9項までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使	第7条 使用の許可を受けた者は、別表 <u>第2項から第8項</u> までに定める 使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使

用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納すること ができる。

(使用料の減免)

公用又は公益を目的とする体育館の使用で公益上特に 必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の不返還) 市馬兵 第8条

めに帰さない事由に基づいて体育館の使用を中止した場合又は特に市 第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責 長が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一 部を返還することができる。

(設備の制限)

使用者は、使用するため特別の設備をしようとするときは、 あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 第10条

(原状回復の義務)

使用を終了したときは直ちに原状に回復して返還 しなければならない。 使用者は、 第11条

(損害賠償の義務)

体育館の建物、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、 市長の認定した損害額を賠償しなければならない。 第12条

第5条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が損害 市は賠償の責めを負わない。 を被っても、 7

用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、 ができる。

後納すること

(使用料の減免

公用又は公益を目的とする体育館の使用で公益上特に 必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 市長は、 第8条

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責 めに帰さない事由に基づいて体育館の使用を中止した場合又は特に市 長が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一 部を返還することができる。

(設備の制限)

使用するため特別の設備をしようとするときは、 あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用者は、 第10条

(原状回復の義務)

使用を終了したときは直ちに原状に回復して返還 しなければならない。 使用者は、 第11条

(損害賠償の義務)

体育館の建物、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、 市長の認定した損害額を賠償しなければならない。 第12条

第5条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が損害 市は賠償の責めを負わない。 を被っても、 7

(目的外使用等の禁止)	(目的外使用等の禁止)
	第13条 使用者は、体育館を許可に係る使用目的以外に使用し、又は
その使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。	その使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。
(入場の制限)	(入場の制限)
第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育	第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育
館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。	館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。
(1) 凶器その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすと	(1) 凶器その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすと
認められる物品又は動物の類を携帯する者	認められる物品又は動物の類を携帯する者
(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者	(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認	(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認
められる者	められる者
(行為の制限)	(行為の制限)
第15条 体育館及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしては	第15条 体育館及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしては
ならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。	ならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。
(1) 物品の販売	(1) 物品の販売
(2) 寄附の募集	(2) 寄附の募集
(3) 宣伝その他これに類する行為	(3) 宣伝その他これに類する行為
(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置	(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置
(職員の立入り)	(職員の立入り)
第16条 使用者は、体育館を管理する職員が職務上立ち入るときは、	第16条 使用者は、体育館を管理する職員が職務上立ち入るときは、
これを拒むことができない。	これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

- 第17条 鳥取市民体育館<u>、鳥取市河原町総合体育館、鳥取市河原町勤労者体育に、鳥取市気高町勤労者体育センター及び鳥取市青谷町体育館</u>の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。
- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に体育館の管理を行わなければならない。
- (指定管理者の業務の範囲
- 第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 体育館の使用に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上市長が必要と認める業務
- 前条第1頃の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条から第6条まで、第10条、第12条第2頃、第14条及び第15条の規定、第10条、第14条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2頃中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。
- (利用料金)
- 第19条 体育館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1項<u>から第3項まで</u>に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

(指定管理者による管理)

- 第17条 鳥取市民体育館の管理は、法人その他の団体であって市長が 指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。
- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に体育館の管理を行わなければならない。
- (指定管理者の業務の範囲)
- 第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 体育館の使用に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上市長が必要と認める業務
- 前条第1頃の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条から第6条まで、第10条、第12条第2項、第14条及び第15条の規定の規定、第10条、第14条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第19条 体育館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1項に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。	2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
、他内枠もの概光) 第20条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準に	、心内科・ユの減光) 第20条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準に
より、利用料金を減額し、又は免除することができる。	より、利用料金を減額し、又は免除することができる。
(利用料金の不返還)	(利用料金の不返還)
第21条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あ	第21条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あ
らかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全	らかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全
部又は一部を返還することができる。	部又は一部を返還することができる。
(副副)	(調則)
第22条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第7条の使用料の全	第22条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第7条の使用料の全
部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に	部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に
相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、	相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、
5 万円とする。)以下の過料を科することができる。	5 万円とする。)以下の過料を科することができる。
2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、	2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、
5 万円以下の過料を科することができる。	5 万円以下の過料を科することができる。
(委任)	(委任)
第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附す則(略)	附 則 (略)
別表(第7条、第19条関係)	別表(第7条、第19条関係)
1 鳥取市民体育館利用料金	1 鳥取市民体育館利用料金

(1) 専用利用

/	,		入場	金等	徴収	ない	ŲΠ						入場	金等	徴収.	る場				
	Ď	X K	競	女	掉															
工% 5 陆~生	(仮10時	1時間につき	日099	全にコ闘钳 1	330日		**	1時間につき	5,000円	1時間につき	10,000	皋C긔鵳铂 1	2,500円	1時間につき	10,000	田	1時間につき	20,000	E
1 大 ~ 工後 5		出	1時間につき	600円	1時間につき	300日		無料	1時間につき	3,000円	1時間につき	6,000円	1時間につき	1,500円	1時間につき	6,000円		1時間につき	12,000	田
時間午前 0 時~ 正	4	 	1時間につき	540円	1 時間につき	270円		無料	1時間につき	2,700円	1 時間につき	5,400円	1 時間につき	1,350円	1 時間につき	5,400円		1時間につき	10,800	田
自知	#작[편] 		—般		小学生、中	学生、高齢	幸	障害者等	営利目的	以外	営利目的		ュアスポ		営利目的	以外		営利目的		
			アマチ	ュアス	ポージ				アマチ	ュアス	ポージ	以外	アマチ	ジー	アマチ	ュアス以外	ポージ	以外		
	<i>'</i>	'n.	入場料	金等を	徴収しポ	ない場	¢Π						入場料	金等を	徴収す	る場合				
	È	X K	鎞	技	弹															

1) 専用利用

午後5時~午	後10時	1時間につき	日099	1時間につき	330田		無	1時間につき	5,000円	1 時間につき	10,000	田	1時間につき	2,500円	1時間につき	10,000	田	1時間につき	20,000	E
正午~午後5	盐	1時間につき	日009	1時間につき	300日		無料	1時間につき	3,000円	1時間につき	日00009		1時間につき	1,500円	1時間につき	日00009		1時間につき	12,000	田
時間午前9時~正	十	1時間につき	540円	1時間につき	270円		無料	1時間につき	2,700円	1時間につき	5,400円		1時間につき	1,350円	1時間につき	5,400円		1時間につき	10,800	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
時間		—般		小学生、中	学生、高齢	和	障害者等	営利目的	以外	営利目的			ュアスポ		営利目的	以外		営利目的		
/	/ 	アマチ	דער	ポージ				アマチ	ュアス	ポージ	以外		アマチ	シー	アマチ	ュアス	ポージ	以外		
	ír.	入場料	金等を	徴収し	ない場	ŲΠ							入場料	金等を	徴収す	る場合				
	区分	競	杖	产																
5時~午	- 0 時	間につき	660円	間につき	330円		無	間につき	000日	間につき	000,	田	間につき	500円	間につき	000,	田	間につき	000,	田

	₩ 田	₩ 田	₩⊞	
400円	1時間につき 400円	1 時間につき 3 0 0 円	1時間につき1,000円	
200円	時間につき 200円 200円	1時間につき 150円 150円	1時間につき 1,000円 1,000円 1,000円 1,000円	
時間にノき 時間にノき 時間にノき 200円 200円 400円	1時間につき200円	1 時間につき 1 5 0 円	1時間につき1,000円	
去蹒跚	研修室	役員室	トレーニング室	

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「人場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、人場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とす
- (1) アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に100 を乗じて得た額
- 50を乗じて得た額
- 3 アマチュアスポーツ(人場料金等を徴収しない場合に限る。)で競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 4 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)の場合の競技場の利用料金は、入場料金等を

会議室	1時間につき	1時間につき 1時間につき	1時間につき
	200円	200円	400円
研修室	1時間につき	1時間につき 1時間につき	1 時間につき
	200円	200円	400円
役員室	1時間につき	1時間につき 1時間につき	1時間につき
	150円	150円	300円
トレーニング室	1時間につき	1時間につき 1時間につき	1時間につき
	1,000円	,000円1,000円	1,000円

爾布

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、 入場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とす
- (1) アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に100 を乗じて得た額
 - (2) アマチュアスポーツ以外の場合は、最高の入場料金等に1
- 5 0 を乗じて得た額
- 3 アマチュアスポーツ(入場料金等を徴収しない場合に限る。)で 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の 9割の額とする。
- 4 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)の場合の競技場の利用料金は、入場料金等を

徴収する場合に限りこの表に定める額の2割増の額とする。

- 5 準備及び整理等のため、当日以外の日に競技場、会議室、研修室 又は役員室を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 5 割 の額とする。
- 6 競技場の照明設備の利用料金は、照明灯1灯1時間につき27円で計算して得た額とする。
- 7 会議室、研修室及び役員室の冷暖房設備の利用料金は、この表に 定める額の5割の額とする。
- : この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 1 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- (2) 部分利用

 時間午前9時~正正午~午後5 午後5時~午

 区分
 午
 時
 後10時
 D

徴収する場合に限りこの表に定める額の2割増の額とする。

- 5 準備及び整理等のため、当日以外の日に競技場、会議室、研修室 又は役員室を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割 の額とする。
- 6 競技場の照明設備の利用料金は、照明灯1灯1時間につき27円で計算して得た額とする。
- 7 会議室、研修室及び役員室の冷暖房設備の利用料金は、この表に 定める額の5割の額とする。
- 8 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 9 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とす

w°

- 10 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 11 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 部分利用

#	
☆蛇	掂
5	芒
须	-
5 午後	Ú
後5	
~午後	H ,
ì	Ш
E年,	
出出	
l ≀	
台部	#
温	
1	
時間午前	
业	
	/
/	,
/	
/	
/	
/	
/	尔
/	×

競技場	2分の10400000000000000000000000000000000000	——舟殳	1時間につき	1時間につき	1時間につき	競技場	2分の1044	——舟设	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	I S	小学生、中		רו ה	13 C3		I S	小学生、中	, <u>1</u> 7	こうら 1 日間につ	וו
		学生、高鬱	5 H	1 5 0	6 5			学生、高齢	3 5	150	6 5
		奉						和			
		障害者等	無料	無料	無料			障害者等	無	無料	無
	3 分の1	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき		3 分の1	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	の場合		180円	200円	220円		の場合		180円	200円	220円
		小学生、中	1時間につき	1時間につき	1時間につき			小学生、中	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		学生、高勝	田 0 6	100田	110円			学生、高齢	田 0 6	100円	110田
		奉						和			
		障害者等	無料	無料	無料			障害者等	無料	無料	無料
	6 分の 1	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき		6 分の 1	—般	1 時間につき	1時間につき	1時間につき
	の場合		日 0 6	100円	110円		の場合		90日	100円	110円
		小学生、中	1時間につき	1時間につき	1時間につき			小学生、中	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		学生、高齢	45円	20日	55円			学生、高數	45円	50円	55円
		拖						布			
		障害者等	無料	無料	無料			障害者等	無	無料	無
備考						備考					
	1時間未満は、	は、1時間とする。	とする。			_	1時間未満は、	は、1時間とす	とする。		
2 連	真続して3	時間以上利	連続して3時間以上利用する場合は、	17 8	表に定める額の9割の	2	連続して3日	時間以上利	3時間以上利用する場合は、	、この表に定める額の9	る額の9割の
額とす	. 9 8°					遊	額とする。				
3	引明設備の	照明設備の利用料金は、	. 照明灯1灯1時間に	時間につき 2	7円で計算し	3	照明設備の利用料金は、	利用料金は		照明灯1灯1時間につき2	7円で計算し

て得た額とする。		て得た額とす	とする。	
4 この表の規定により計算して得た額に1	額に10円未満の端数がある	4 この表	の規定により計算して得た	この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数がある
ときは、その端数金額を切り捨てた額とする。	額とする。	イ は せ	その端数金額を切り捨てた額とする。	・額とする。
5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額と	定める額とする。	5 附属設	附属設備等の利用料金は、規則で	規則で定める額とする。
6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	をいう。	6 「高勝	「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	をいう。
7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	ずれかに該当する者をいう。	宝朝」 2	首等」とは、次の各号のU	障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、	(1)	身体障害者手帳、療育手帏	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、
特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受	者証又は生涯者福祉サービス受	特定医	寮費(指定難病)医療受給	特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受
給者証の所持者及びその付添人		給者証	給者証の所持者及びその付添人	
(2) 介護保険法の規定により、	要介護状態又は要支援状態と認	(2)	介護保険法の規定により、	介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認
定された者及びその付添人		定され	定された者及びその付添人	
(3) 個人利用		(3)	個人利用	
区分	利用料金		区分	利用料金
トレーニング 一般	1回につき150円	トレーニング		1回につき150円
	回数券(11回分)1,500円	[M]		回数券(11回分)1,500円
小学生、中学生、高齢者	1回につき70円		小学生、中学生、高齢者	1回につき70円
	回数券(11回分)700円			回数券(11回分)700円
障害者等	無料		障害者等	無料
2階トレーニー般	1回につき50円	2 隔トレーニ	—般	1回につき50円
ングスペース小学生、中学生、高齢者	1回につき20円	ングスペース小学生、	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
障害者等	無料		障害者等	無料
備考		備考		

- 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 3 2
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定 された者及びその付添人
- 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利 用する場合は、無料とする。 4

2 鳥取市河原町総合体育館利用料金

午後5時~	午後10時	1 時間につ	łU	440円	1時間につ	łU	220円	無料	1 時間につ	机
正午~午後5	由	1時間につき	400円		1時間につき	200円		無料	1時間につき	200円
時間 午前9時~正	廿	1時間につき	360円		1時間につき	180円		無料	1時間につき	180円
田田田		—- 般			小学生、中学	生、高齢者		障害者等	—般	
		全面							用用	
	区分	競技場								

2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受終	
---	--

附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

ービス受給者

福祉手帳、

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定 された者及びその付添人

証の所持者及びその付添人

日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利 無料とする。 用する場合は、 4

			2 2 0 円
小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につ
生、高齢者	日 0 6	100田	机
			110円
障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室	1時間につき	1時間につき	1時間につ
	100円	100円	机
			100円
幼児体育室	1時間につき	1時間につき	1時間につ
	200円	200円	机
			400円
高齡者体育室	1時間につき	1時間につき	1時間につ
	100円	100円	#0
			100円
研修室	1時間につき	1時間につき	1時間につ
	200円	200円	机
			400円
健康相談室	1時間につき	1時間につき	1時間につ
	200円	200円	łU
			400円

卓球場	につき (こつき) 1時間につき 1時間に (こっこ) 1時間に
	100円 100円 100円
備考	
1 1時間未満は、1時間	1時間とする。
2 競技場を連続して3日	3時間以上利用する場合は、この表に定める
額の9割の額とする。	
3 競技場の照明設備の利用料金は、	引用料金は、1時間につき、全面利用の場
合にあっては540円、	半面利用の場合にあっては270円で計
算して得た額とする。	
4 幼児体育室、研修室》	研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金
は、この表に定める額の5割の額とする。	の5割の額とする。
5 この表の規定により高	この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があ
るときは、その端数金額	るときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
6 附属設備等の利用料金は、	金は、規則で定める額とする。
7 「高齢者」とは、6!	高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
8 「障害者等」とは、)	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、
特定医療費(指定難	特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス
受給者証の所持者及びその付添人	ゾその付添人
(2) 介護保険法の規定により、	現定により、要介護状態又は要支援状態と
認定された者及びその付添人	<u>D付添人</u>
9 日曜日、土曜日及び	土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)

局際有体育至人は早球場を利
が個人で競技場、トレーニング室、ア

3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・

鳥取市青谷町体育館利用料金

		区分	金額 (1時間につき)
競技場	全面	— 	400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
	垣	— 	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円
		障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の
 - 額とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあって は540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額
- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

とする。

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人

- 2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。) 個人で利用する場合は、無料とする。

4 鳥取市稲葉山体育館使用料

		区分			金額(1時間につき)
競技場 全	恒	—般			200日
		小学生、中学生	羊	高齡者	100円
		障害者等			無料
トレーニングルーム	ング)	ν-1			100円

苗老

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

鳥取市稲葉山体育館使用料

	区分	金額(1時間につき)
競技場 全面	面 一般	200日
	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料
トレーニン	ノーニングルーム	100円

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額
 - の9割の額とする。
- | 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して | 得た額とする。
- | 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受

給者証の所持者及びその付添人

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

(1)

9

2

「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認

- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と _{初字された老なパ}ネー付法!
 - 認定された者及びその付添人 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。) が個人で使用する場合は、無料とする。

びが

日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。

定された者及びその付添人

(2)

無料とする。

個人で使用する場合は、

/

鳥取市城北体育館使用料

<u>×</u>	艦			Ш		垂
午後5時~午後10時	時間につき200 1時間につき200 円	1時間につき100 円	無料	1時間につき150 1時間につき300	田	
時間午前9時~午後5時 午後5時~午後10	1時間につき200	中学1時間につき1001時間につき1003名円	無料	1時間につき150	H	
時間区分	競技場 全面 一般	小学生、中学生、高齢者	障害者等	ミーティングルーム		備老

鳥取市城北体育館使用料

 $^{\circ}$

付							_
午削9時~午後5時 午後5時~午後10時	時間につき200 1時間につき200円 円	1時間につき100 1時間につき100円		無無	時間につき150 1時間につき300円		
	1時間につき200		田	無無	1時間につき150	H	
時間 区分	競技場 全面 一般	小学生、中学	生、高齢者	障害者等	キーティングルーム		ì
<u>×</u>	鼯				Ш		

1 1時間未満は、1時間とする。

1時間とする。

1時間未満は、

- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める 額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

9

- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と 認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。
- 6 鳥取市美保南体育館使用料

この表に定める額 この表に定める額 その端数金 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 の5割の額(その額に10円未満の端数があるときは、 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 給者証の所持者及びその付添人 額を切り捨てた額)とする。 の9割の額とする。 得た額とする。 (1) m 4 2 9 /

4 鳥取市美保南体育館使用料

びが

土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。

無料とする。

個人で競技場を使用する場合は、

定された者及びその付添人

(2)

田鰡田、

_∞

介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認

時間 午前9時~午後5時 午後5時~午後10時 区分

-般 1時	1時間につき400 1時間につき400 円	競技場 全面	- 一般	1時間につき400 円 円 円
~	時間につき200 円		小学生、中学 生、高齢者	
三十二	無料		障害者等	無料無無無
-般 1時間につき200 1時間	1につき200	国		1時間につき200 1時間につき200円
E	田			Œ
小学生、中学 1時間につき100 1時	時間につき10		小学生、中学	1時間につき100 1時間につき100円
生、高齢者	0 円		生、高齢者	Œ
障害者等 無料	無		障害者等	無料無無
ニングルーム 1時間につき100 1時間	間につき 1 0	トレーニングル	ゲルーム	1時間につき100 1時間につき100円
	0 円			E
ミーティングルーム 1時間につき150 1時間に	1につき30	キーティングル	グルーム	1時間につき150 1時間につき300円
田	0 円			Œ
		華老		
1時間未満は、1時間とする。		1 1時	時間未満は、1時間	時間とする。
競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この	この表に定める	2 競技	場を連続して 3 段	競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額
額の9割の額とする。		809割	9 割の額とする。	
競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面	全面使用の場合	3 競技	競技場の照明設備の使用料は、	用料は、1時間につき、全面使用の場合に
にあっては540円、半面使用の場合にあっては27	0円で計算	あっては	540円、	半面使用の場合にあっては270円で計算して
して得た額とする。			とする。	
ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この	この表に定める	4	ティングルームの	ィングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額
		の5割	割の額(その額に1	0 円未満の端数があるときは、その端数金

額の5割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てた額)とする。

- 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 2
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

9

- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 受給者証の所持者及びその付添人
- 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と 認定された者及びその付添人 (2)
- が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。 とする。 ∞

鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取 市気高町体育館使用料

金額(1時間につき)	400円	200円	無料
区分	競技場 全面 一般	小学生、中学生、高齢者	障害者等

額を切り捨てた額)とする。

- 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 2
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

9

「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 /

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

- 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人 身体障害者手帳、
- 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認 定された者及びその付添人 (2)
- **土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が** 個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とす 田羅田 ŵ ∞

鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取 市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町体育館・鳥取市気高町勤労者 体育センター・鳥取市青谷町体育館使用料

		区分		金額(1時間につき)
競技場	全面	—— 舟殳		400円
		小学生、中学生、	高齡者	200円
		嫜害者 等		無無

	半面 一般	200円	<u></u> #	一 般	200日
	小学生、中学生、高齢者	100円		小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料		障害者等	無料
備考			備考		
1	1時間未満は、1時間とする。		1 1時間	1時間未満は、1時間とする。	
2 連	連続して3時間以上使用する場合は、この表	この表に定める額の9割の	2 連続[連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の	9割の
額と	額とする。		額とする。	ů	
3 密	照明設備の使用料は、1時間につき、全面使	使用の場合にあっては	3 照明	照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては	っては
5 4	540円、半面使用の場合にあっては270円	円で計算して得た額と	540円、	9、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額	た額と
ф 8	Š		ф 8		
4 网	附属設備等の使用料は、規則で定める額とす	°°	4 附属部	附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。	
5	「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。		5 「画	「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	
9	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに診	該当する者をいう。	貞朝」9	障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	ν̈́,
)	1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障	障害者保健福祉手帳、	(1)	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、	手帳、
#¥	特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生	生涯者福祉サービス受	特定图	特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受	アス別
***	給者証の所持者及びその付添人		給者記	給者証の所持者及びその付添人	
(2	(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認	又は要支援状態と認	(2)	介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認	態と認
世	定された者及びその付添人		記され	定された者及びその付添人	
7 	日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が	(市民に限る。)が	7 日曜日、	3、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が	,) <i>ti</i>
個人	個人で使用する場合は、無料とする。		個人で例	個人で使用する場合は、無料とする。	

6 鳥取市河原町総合体育館使用料

	$ \ $	開報	午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分			十	抽	後10時
競技場全	全面	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			360円	400円	440円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
洲	用用	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	90日	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
ト ト リ ソ	Ĭ	[MH]	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			100円	100円	100円
幼児体育室	[M]		1時間につき	1時間につき	1時間につき
			200円	200円	400円
高齡者体育室	到		1時間につき	1時間につき	1時間につき
			100円	100円	100円
研修室			1時間につき	1時間につき	1時間につき
			200円	200円	400円
健康相談室	[tH]		1時間につき	1時間につき	1時間につき
			200円	200円	400円

卓球場1時間につき1時間につき100円100円
備考
1 1時間未満は、1時間とする。
2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額
の9割の額とする。
3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合に
あっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して
得た額とする。
4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の使用料は、こ
の表に定める額の5割の額とする。
5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると
きは、その端数金額を切り捨てた額とする。
6 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、
特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受
給者証の所持者及びその付添人
(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認
定された者及びその付添人
9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が
個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を使用す

田0 ~午後10時 400円 無料 田00 無料 巴〇 1時間につき100円 巴〇 1時間につき100円 0 0 0 1時間につき200 1時間につき2 7 7 1時間につき 00/1時間につき 100 | 1時間につき 1時間につき 午後5時 4 0 0 100 1 0 0 田 無料 田 田 無料 田 0 田 田 時間 午前9時~午後5時 0 鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料 7 1時間につき 1時間につき 時間につき 時間につき 時間につき 時間につき 小田 小学生、中学 無料とする。 高數和 高齡者 暲害者等 障害者等 小学生、 トレーニングコーナ 贵 殾 ーティング室 る場合は、 全面 半国 Ļ 競技場 卓球口. 区公 備考 / 田 0 0 田 0 0 田00 田00 田 0 0 田 0 0 田 0 0 無料 無料 午後5時~午後10時 0 1時間につき4 1時間につき2001時間につき2 7 時間につき 1 100 1時間につき1 時間につき 1 時間につき 2 00 | 1時間につき 0 0 1 0 0 1 無料 田 無料 田 田 田 田 田 時間 午前9時~午後5時 0 4 1時間につき10 0 鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料 7 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 小田 小田 高數都 高大 小学生、「 暲害者等 障害者等 小学生、 トレーニングコーナ 密 贵 ーティング室 全面 半 卓球コーナ 競技場 区分 備考 ∞ 111

とする。
1時間
間末満は、
1 一

- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

9

- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。

9 前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料

金額(1時間につき)	
区分	

w _°	
<u>ф</u>	
7)	
异	
1 時間	
— —	
•	
Ηć	
胆	
iK.	
光光	
時間未	
1 時間未	
1時間未満は、	
1 1時間末	

- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額
- の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。

8 前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料

金額 (1時間につき)
区分

競技場 全面 一般	競技場 全面 一般 200円
小学生、中学生、高齢者 100円	小学生、中学生、高齢者 100円
 	(世界) (世界) (世界) (世界) (世界) (世界) (世界) (世界)
備 形	備考
1 1時間未満は、1時間とする。	1 1時間未満は、1時間とする。
2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の	2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の
額とする。	額とする。
3 照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額と	3 照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額と
मे ठ.	する 。
4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。	4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、	(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、
特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受	特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受
給者証の所持者及びその付添人	給者証の所持者及びその付添人
(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認	(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認
定された者及びその付添人	定された者及びその付添人
7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が	7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が
個人で使用する場合は、無料とする。	個人で使用する場合は、無料とする。

₩
uiz
띧
日対昭制
\mathbf{E}
14
ш
╦
妝
<u> </u>
極
JI.
KI.
N
ı
TO
<u>.</u>
핸
ī
<u></u>
m.
#
ŁΙπι
₹Ш
14
7
7
Υ.
朙
olm
ᅜ
41110
\sim
\checkmark
=
− ルの設置及び管理に関する条例新旧
- 1
٠.
i-
忙
阜町市
mic
Ш

- F-2	改正後		改正前
鳥取市プールの設置及び管理に関する条例	5び管理に関する条例	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例	び管理に関する条例
	昭和 49 年 6 月 28 日		昭和 49 年 6 月 28 日
	鳥取市条例第25号		鳥取市条例第 25 号
(日的)		(目的)	
第 1条 この条例は、地方自治法(昭和 25 及び)第 228 条第 1 頃の掲定に基づき	この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 244 条の 2</u> 228 条第 1 頃の規定に基づき、プールの設置及び管理並びに	第 1条 この条例は、地方自治法(昭和18年) 18第 228 条第 1 頃の規定に基づき	この条例は、地方自治法(昭和 52 年法律第 67 号)第 244 条の 2 及8 条第 1 頂の規定に基づき、プールの設置及び管理ががに使用料
手について、	手を定めることを目的とする。 1を定めることを目的とする。	等について、必要な事項を定めることを目的とする。	ることを目的とする。
(設置及び名称)		(設置及び名称)	
第2条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、プ)増進を図るため、プールを次のとおり	第2条 市民の体育振興と健康の	市民の体育振興と健康の増進を図るため、プールを次のとおり設
設置する。		置する。	
名称	位置	名称	位置
鳥取市民プール	鳥取市吉成三丁目	鳥取市民ブール	鳥取市吉成三丁目
鳥取市国府町農村勤労福祉 センタープール	鳥取市国府町町屋	鳥取市国府町農村勤労福祉 センタープール	鳥取市国府町町屋
鳥取市福部町ほっとスイミ ングプール	鳥取市福部町海土	鳥取市福部町ほっとスイミ ングプール	鳥取市福部町海士
鳥取市河原市民プール	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原市民プール	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町西郷プール	鳥取市河原町牛戸	鳥取市河原町西郷プール	鳥取市河原町牛戸
(使用の許可等)		(使用の許可等)	

第3条 プールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、 プールの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

第4条 削除

(使用の許可の基準)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を許可しないものとする。
- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、プールの管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

- 第6条 市長は、プールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要が生じ

第3条 プールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前頃に規定する使用の許可に、 ブールの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

第4条 削除

(使用の許可の基準)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を 許可しないものとする。
- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プールの管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

- 第6条 市長は、プールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) が次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要が生じたと

別表第2又は別表第4に定める使用料を納付しなけれ 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該 使用前に使用の取消しの申出があり、その理由が正当であると認め 第 10 条 使用者がプールに特別な設備をしようとするときは、あらかじめ 使用者は、使用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還し 前各号に掲げるときのほか、プールの管理上支障がある行為をし、 使用者の責めに帰さない事由により、使用を中止したとき。 当するときは、その全部又は一部を返還することができる。 体が使用する場合の使用料は、後納することができる。 市長は、公益上特に必要と認めるときは、 又はそのおそれがあると認めるとき。 市長の許可を受けなければならない。 免除することができる。 使用者は、 (使用料の不返還) 原状回復の義務) (使用料の減免) (特別の設備) ばならない。 たとず。 使用料) 第9条 第11条 第8条 第7条 . YU \Box 3 01 あらか 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに 直ちに原状に回復して返 前各号に掲げるときのほか、プールの管理上支障がある行為を 別表第 4 に定める使用料を納付しなければならな 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、国又は地方公 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又 使用前に使用の取消しの申出があり、その理由が正当であると 使用者の責めに帰さない事由により、使用を中止したとき。 該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。 第 10 条 使用者がプールに特別な設備をしようとするときは、 共団体が使用する場合の使用料は、後納することができる。 し、又はそのおそれがあると認めるとき。 使用を終了したときは、 じめ市長の許可を受けなければならない。 は免除することができる。 使用者は、 使用者は、 (使用料の不返還) (原状回復の義務) (使用料の減免) 認めたとき。 (特別の設備) たと称。 (使用料) 第8条 第11条 第7条 第9条 3 Ξ

又は

使用料を減額し、

濁しなければならない。

(損害賠償の義務)

- 第 12 条 プールの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、 市長の認定した損害額を賠償しなければならない。
- 2 第6条各号(第4号を除く。)の規定に基づく<u>使用の許可</u>の取消し等によって使用者が損害を被っても、市は、賠償の責めを負わない。(目的外使用等の禁止)
- 第13条 使用者は、プールを許可目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(禁止行為) 第 14 条 プール構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長が承認した場合のほか、物品販売その他の営業行為を行い、 広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配布すること。
- (3) 指定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めること。
- 2 市長は、前頃の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対し、 為の中止又はプールからの退去を命ずることができる。

行

(指定管理者による管理)

- 第15条 鳥取市民プール、鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール及び鳥取市福部町ほっとスイミングプールの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。
- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところ

なければならない。

(損害賠償の義務)

- 第 12 条 プールの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。
- 2 第 6 条各号(第 4 号を除く。)の規定に基づく(<u>使用の許可</u>の取消し等によって使用者が損害を被っても、市は、賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第 13 条 使用者は、プールを許可目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(禁止行為)

- 第14条 プール構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 市長が承認した場合のほか、物品販売その他の営業行為を行い、広告物を掲げ、又は宣伝どう等を配布すること。
- (2) 指定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めること。
- 2 市長は、前頃の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対し、行為の中止又はプールからの退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

- 第 15 条 鳥取市民プール及び鳥取市福部町ほっとスイミングプールの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。
- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にプールの管理を行わなければならない。

により、適正にプールの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) プールの使用に関する業務

(2)プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)前2号に掲げるもののほか、プールの管理上市長が必要と認める 業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3 条、第5条、第6条、第10条、第12条第2項及び第14条の規定 <u>の適用</u>については、第3条、第5条、第6条、第10条及び第14条 の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは 「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第12条第2項中 「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読か替えるものとする。

(利用料金)

第17条 プールの<u>利用</u>に係る料金(以下「利用料金」という。)については、<u>別表第1から別表第3まで</u>に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

7

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第19条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第 16 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)プールの使用に関する業務

(2)プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)前2号に掲げるもののほか、プールの管理上市長が必要と認める業数

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、 第5条、第6条、第10条、第12条第2項及び第14条の規定につい とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市

第10条及び第14条の規定中「市長」

第6条

第5条、

ては、第3条、

及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第 17 条 プールの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、 <u>別表第 1 又は別表第 3 に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を 受けて指定管理者が定める。</u>

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 18 条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第19条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(罰則) 第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第7条の使用料の全部又 は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当す る金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。	2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 (委任)	第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(罰則) 第 20 条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第 7 条の使用料の全 部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に 相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。	2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。(委任)	第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第14条関係)

鳥取市民プール利用料金

利用料金	1 回につき 200 円	回数券(11回分)2,000円	1 回につき 50 円	回数券 (11 回分)500 円	1 回につき 100 円	回数券(11回分)1,000円	林
区分			小学生		中学生、高齢者		障害者等、小学校就学前の者
	個人利用						

備考

- 「1回」とは、4時間以内の利用とする。
 - 1時間未満は、1時間とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

4

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び その付添人
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は 要支援状態と認定された者及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。) に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

別表第2(第14条関係)

鳥取市国府町農村勤労センタープール利用料金

別表第 1 (第 17 条関係)

鳥取市民プール利用料金

	田 0	日0	田 0	0 田	0 田	0 田	無料	
利用料金	1 回につき 200 円	回数券(11回分)2,000円	1回につき 50 円	回数券(11回分)500円	1 回につき 100 円	回数券(11回分)1,000円		
区分	一般		小学生		中学生、高齢者		障害者等、小学校就学前の者	
	個人利用							

- 「1回」とは、4時間以内の利用とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 2 1時間未満は、1時間とする。3 「高齢者」とは、65歳以上の
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 4
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び その付添人 (3)
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は 要支援状態と認定された者及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。) に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

別表第2(第7条関係)

鳥取市国府町農村勤労センタープール使用料

	区分	金額
個人利用	一般	1回につき 200円
		回数券(11回分)2000円

1回につき50円	回数券(11回分)500円	1 回につき 100 円	回数券(11回分)1,000円	
小学生		中学生、高齢者		障害者等、小学校就学前の者

備考

- 「1回」とは、4時間以内の利用とする。

 - 2 1時間未満は、1時間とする。3 「高齢者」とは、65歳以上の
- 「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び その付添人
- (2)介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が<u>利用</u>する場合は、無料とする。

別表第3(第17条関係)

鳥取市福部町ほっとスイミングプール利用料金

一小学生	1 回につき 50 円
	回数券(11回分)500円
中学生、高齢者	1 回につき 100 円
	回数券(11回分)1,000円
障害者等、小学校就学前の者	
備考	
1 「1回」とは、4時間以内の利用とする。	
2 1時間未満は、1時間とする。	
3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	
4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	に該当する者をいう。
(3)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び
その付添人	
(4)介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は	の規定により、要介護状態又は
要支援状態と認定された者及びその付添人	洲
段曲	学生(市民に限る。)が <u>使用</u> する
場合は、無料とする。	

別表第3(第17条関係)

鳥取市福部町ほっとスイミングプール利用料金

利用料金	775	回数秀(11回分)3,000円 1回につき 100円	750	1回につき 200 円	回数券(11回分)1,500円	無料	1 人につき 2,000 円	1月につき 9,000 円以内で教	室の区分ごとに規則で定め る額	1年につき 15,000 円	1年につき 3,750 円	1年につき 7,500 円	6月につき 9,000 円	6月につき 2,250 円	6月につき 4,500 円					次の各号のいずれかに該当する者をいう。 ヰオエヸコユヸユロロニカロは活乳エヸののけます。ご	真害者保健倫祉手帳のJPI持者及のそ 	要介護状態又は要支援状態と認定された者及	びその付添人	1学生(市民に限る。)が利用する場	
区分	一一	小学牛		中学生、高齢者		障害者等、小学校就学前の者	入会金	小貴		——般	小学生	中学生、高齢者	—— 舟殳	小学生	中学生、高齢				L(J		罗体障害者于帳、潦肓于帳太13精伸院の付添 7	ならがべ、 介護保険法の規定により、要介護状態	の付添入	曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中 無粒ナギス	8
	個人利用						水泳教室			通年会員			半年会員			備考		П	3 「高勝	_ ((S) (S) (A)	(4) 翻个(4)	がう	2 口器口 小T	
	400 円	1000日	田田	田	田	米		ΤX	_	П	П	П	Е							1	U	77		milo	
利用料金	1回につき 4	回数秀(11 回分)3,000 円 1 回につき 100 円		1回につき 200 円	回数券 (11 回分) 1,500 円	無無	1人につき 2,000 円	1月につき 9,000 円以内で教	室の区分ごとに規則で定め る額	1年につき 15,000 円	1年につき 3,750 円	1年につき 7,500 円	6月につき 9,000 円	6月につき 2,250 円	6月につき 4,500 円					に該当する者をいう。 まずの強持さればのだけます。	!害育朱健倫化于帳の別坊有及ひす	又は要支援状態と認定された者及		学生(市民に限る。)が利用する場	
区分	- 一般 1回につき 4 - 1回にのき 4 - 1回につき 4 - 1回にのき 4 -	回数券(11回分)3,00 小学牛 1回につき 10	回数券	П	回数券(11 回分)1,500	障害者等、小学校就学前の者		会費 1月につき 9,000 円以内で教	室の区分ごとに規則で定める		年につき	中学生、高齢者 1,500円	9日につき 日につき	月につき	月につき		1	1時間未満は、1時間とする。	「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 、自体施忠サイボー・キオイギロは詳決施忠もの強持さればのにはます。。	身体障害者于怟、燎肓于怟XIA精体障害者保健価低于怟の町持者及ひ4の付添 /	からがく 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及	びその付添人	日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場無シャス	å

別表第4 (第7条関係)

鳥取市河原市民プール使用料金

	個人							
								_
利用料金	1 回につき 200 円	回数券(11回分)2,000円	1 回につき 50 円	回数券(11回分)500円	1回につき 100円	回数券(11回分)1,000円	無料	
医分	J用 一般		小学生		中学生、高齢者		障害者等、小学校就学前の者	
	個人利用							

備考

- 「1回」とは、4時間以内の利用とする。
 - 1時間未満は、1時間とする。 3 2
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び その付添人
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

別表第4 (第7条関係)

鳥取市河原市民プール使用料

		区分	利用料金
個人	人利用	—— 舟殳	1 回につき 200 円
			回数券(11回分)2,000円
		小学生	1回につき 50 円
			回数券(11回分)500円
		中学生、高齢者	1 回につき 100 円
			回数券(11回分)1,000円
		障害者等、小学校就学前の者	無料
備考	Nin		
_	「1回」	「1回」とは、4時間以内の利用とする。	
7	1 時間未	時間未満は、1時間とする。	
ĸ	「高虧者	「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。	
4	「障害者	障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	に該当する者をいう。
	3)身体障	(3)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び
	その付添人	※人	
<u>ن</u>	(4)介護保険法(険法(平成9年法律第123号)	(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は

、4.7 JT環体(では、4.02.9 年)を作用 123.5 ラ)の規定により、要介護状態又は 要支援状態と認定された者及びその付添人 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

עווו.
\mathbb{H}
DIT!
끊
ᆢ
E
17
ш
ш
☶
뉴
HI
_
′
nin
ши
\sim
伽
शाप
÷
4
7.
ΝĽ
41
ш
Ф
•
5
- '
. ^
ر ت
W.
_
RΠ
ш
\sim
_
亟
-
ΝĽ
7111
. N
S
100
10 10
する。
<u>中</u> る
繋する。
: 関する
に関する
に関する
単に関する
理に関する
資理に関する 多
管理に関する 🤅
ヾ管理に関する≶
) 管理に関する (
び管理に関する
るび管理に関するタ
及び管理に関するタ
胃及び管理に関するタ
置及び管理に関する タ
置及び管理に関する
9置及び管理に関するタ
設置及び管理に関するタ
D設置及び管理に関するś
の設置及び管理に関するタ
骨の設置及び管理に関する多
場の設置及び管理に関するタ
場の設置及び管理に関する
ス場の設置及び管理に関するタ
ス場の設置及び管理に関するタ
- ス場の設置及び管理に関する
二ス場の設置及び管理に関するタ
・二ス場の設置及び管理に関する(
テニス場の設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第2号)新旧対昭表
テニス場の設置及び管理に関するś
5テニス場の設置及び管理に関する (
市テニス場の設置及び管理に関するタ
収市テニス場の設置及び管理に関するタ
取市テニス場の設置及び管理に関する剣
,取市テニス場の設置及び管理に関するタ
鳥取市テニス場の設置及び管理に関する <i>쇩</i>
鳥取市テニス場の設置及び管理に関するタ
鳥取市テニス場の設置及び管理に関する

「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	<u> 政員及び官理に割りる宗彻(暗和 5 3 年宗例第 2 亏)利口対照表</u>
改正後	改正前
鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例 昭和 55 年 4 月 1 日 鳥取市条例第 2 号	鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例 昭和 55 年 4 月 1 日 鳥取市条例第 2 号
第1条~第4条 (略)	第1条~第4条 (略)
(使用料)	(使用料)
第5条 テニス場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)	第5条 テニス場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)
は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。	は、別表第3 <u>から別表第4まで</u> に定める使用料を納付しなければならない。
第6条~第13条 (略)	將6条~第13条 (
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第14条 鳥取市千代テニス場、鳥取市城北テニス場、鳥取市気高町龍	第14条 鳥取市千代テニス場 <u>及び鳥取市城北テニス場</u> の管理は、法人
見台テニスコート及び鳥取市青谷町グラウンドテニスコートの管理	その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」とい
は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理	う。)に行わせる。
者」という。)に行わせる。	
(指定管理者の業務の範囲)	(指定管理者の業務の範囲)
第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。	第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
(1) テニス場の使用に関する業務	(1) テニス場の使用に関する業務
(2) テニス場の施設及び設備の維持管理に関する業務	(2) テニス場の施設及び設備の維持管理に関する業務
(3) 前2号に掲げるもののほか、テニス場の管理上市長が必要と認	(3) 前2号に掲げるもののほか、テニス場の管理上市長が必要と認

める業務		める業務	
2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3	里者に管理を行わせる場合の第3	2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第	里者に管理を行わせる場合の第3
条、第4条、第7条、第10条、第	第12条第2項及び第13条第2項	条、第4条、第7条、第10条、第	第12条第2項及び第13条第2項
の規定の適用については、第3条、	第4条、第7条、第10条及び第	の規定の適用については、第3条、	第4条、第7条、第10条及び第
13条第2項中 <u>「使用」とあるのは「利用」</u>	よ「利用」と、「市長」とあるのは	13条第2頃中「市長」とあるのは「指定管理者」と、	<u> </u>
「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、	<u> 5るのは「利用者」</u> と、第12条第	頃中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とす	E管理者」とする。
2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」	旨定管理者」とする。		
(利用料金)		(利用料金)	
第16条 テニス場の <u>利用</u> に係る料金	テニス場の <u>利用</u> に係る料金(以下「利用料金」という。)に	第16条 テニス場の <u>使用</u> に係る料金	テニス場の <u>使用</u> に係る料金(以下「利用料金」という。)に
ついては、別表第1、別表第2、月	<u>別表第4又は別表第5に</u> 定める金額	ついては、別表第1又は別表第2に	<u>別表第1又は別表第2</u> に定める金額の範囲内で、あらかじめ
の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。	80を受けて指定管理者が定める。	市長の承認を受けて指定管理者が定める。	<u> </u>
2 (略)		2 (略)	
第17条~第20条(略)		第17条~第20条(略)	
附則(略)		附則(略)	
別表第1~別表第2 (略)		別表第1~別表第2 (略)	
別表第3(第5条関係)		別表第3(第5条関係)	
鳥取市福部町テニスコート使用料	ळो	鳥取市福部町テニスコート・鳥取市青谷町グラウンドテニス	双市青谷町グラウンドテニスコート
		使用料	
区分	金額(1面1時間につき)	区分	金額(1面1時間につき)
—— 前 及	200円	—— 舟殳	200日
小学生、中学生、高齢者	100円	小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料	障害者等	無料

-	Ξ		-
備老	Me	備考	
,-	1時間未満は、1時間とする。	1 1時間未満は、1時間とする。	° R
2	照明設備の使用料は、1面1時間につき300円で計算して得た額	2 照明設備の使用料は、1面	照明設備の使用料は、1面1時間につき300円で計算して得た額
	とする。	とする。	
Υ	「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	人上の者をいう。
4	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	4 「障害者等」とは、次のき	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
	(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特	(1) 身体障害者手帳、療	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特
	定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者	定医療費(指定難病)医療	定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者
	証の所持者及びその付添人	証の所持者及びその付添人	,
	(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定	(2) 介護保険法の規定に	(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定
	された者及びその付添人	された者及びその付添人	
2	日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個	5 日曜日、土曜日及び祝日に	土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個
	人で使用する場合は、無料とする。	人で使用する場合は、無料と	無料とする。
別表	別表第4(<u>第16条関係</u>)	別表第4(<u>第5条関係</u>)	
	鳥取市気高町龍見台テニスコート利用料金	鳥取市気高町龍見台テニスコート使用料	コート使用料

3 2	一、米门里出了好了一个张田子	3 2	・ 本门 二 田 コーノ 以 今
K S		N.S.	世段(周 時間につの)
—— 舟殳	400円	—般	400円
小学生、中学生、高齢者	200円	小学生、中学生、高齢者	200円
障害者等	無料	障害者等	無料
備考		備考	
1 1時間未満は、1時間とする。		1 1時間未満は、1時間とする。	
2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	り者をいう。	2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	の者をいう。
3 「障害者等」とは、次の各号の	障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	3 「障害者等」とは、次の各号の	障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障	帳又は精神障害者保健福祉手帳の所	(1) 身体障害者手帳、療育手	1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所
持者及びその付添人		持者及びその付添人	
(2) 介護保険法の規定により、要介護状態)、要介護状態又は要支援状態と認定	(2) 介護保険法の規定により	(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定
された者及びその付添人		された者及びその付添人	
4 日曜日、土曜日及び祝日に小学	日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個	4 日曜日、土曜日及び祝日に小学	土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個
人で <u>利用</u> する場合は、無料とする。	5°	人で <u>使用</u> する場合は、無料とする。	5。
別表第5(第16条関係)			
鳥取市青谷町グラウンドテニスコート利用料	コート利用料金		
区分	金額(1面1時間につき)		
—— <u>商</u> 交	200円		
小学生、中学生、高齢者	100円		
障害者等	無料		

一の設置及び管理に関する条例新旧対照表
×
쁜
粧
鱼
巛
N
ф.
<u></u>
1]
<u></u>
出
胍
S
及
鵬
ζÞ.
2
ĭ
<u>V</u>
4
鳥取市海洋セン
4
洪
祵
旧
≱
ъщ;

: 4E	% H	1.45	1
	以止後	EXT	CX IF Bij
鳥取市海洋センターの設置及び	及び管理に関する条例	鳥取市海洋センターの設置及び	及び管理に関する条例
	昭和 59 年 10 月 1 日		昭和 59 年 10 月 1 日
	鳥取市条例第22号		鳥取市条例第 22 号
(目的)		(目的)	
第1条 この条例は、地方自治法(昭和2	5(昭和22年法律第67号)第2	第1条 この条例は、地方自治法(昭和2	(昭和22年法律第67号)第2
44条の2の規定に基づき、海洋センター	洋センターの設置及び管理並びに	4 4 条の 2 及び第 2 2 8 条第 1	条第1項の規定に基づき、海洋センター
利用料金について、必要な事項を定めるこ	頁を定めることを目的とする。	の設置及び管理並びに <u>使用料等</u> について、必要な事項を	について、必要な事項を定めるこ
		とを目的とする。	
(設置及び名称)		(設置及び名称)	
第2条 市民の体育振興と健康の増進を図るため	り増進を図るため、鳥取市海洋セン	第2条 市民の体育振興と健康の	市民の体育振興と健康の増進を図るため、鳥取市海洋セン
ター(以下「センター」という。	う。)を次のとおり設置する。	ター(以下「センター」という。	。)を次のとおり設置する。
九本	位置	名	位置
鳥取市B&G海洋センター	鳥取市三津	鳥取市B&G海洋センター	鳥取市三津
鳥取市佐治町B&G海洋センター	鳥取市佐治町加茂	鳥取市佐治町B&G海洋センター	鳥取市佐治町加茂
鳥取市気高町B&G海洋センター	鳥取市気高町浜村	鳥取市気高町B&G海洋センター	鳥取市気高町浜村
鳥取市鹿野町B&G海洋センター	鳥取市鹿野町今市	鳥取市鹿野町B&G海洋センター	鳥取市鹿野町今市
(指定管理者による管理)			
第3条 センターの管理は、法人	センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定		
するもの(以下「指定管理者」という。	という。)に行わせる。		

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にセンターの管理を行わなければならない。	
(指定管理者の業務の範囲)	
第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。	
(1) センターの使用に関する業務	
(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務	
(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必	
要と認める業務	
(<u>利用</u> の許可等)	(<u>使用</u> の許可等)
第5条 センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)	<u>第3条</u> センターを <u>使用</u> しようとする者は、あらかじめ <u>市長</u> の許可
は、あらかじめ <u>指定管理者</u> の許可を受けなければならない。	を受けなければならない。
2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する許	2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する許可に、
可に、センターの管理のため必要な範囲内で条件を付すことがで	センターの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。
°° R	
(利用の許可の基準)	(<u>使用</u> の許可の基準)
第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、セ	第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センター
ンターの <u>利用</u> を許可しないものとする。	の <u>使用</u> を許可しないものとする。
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある	(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある
と認めるとき。	と認めるとき。
(2)施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はその	(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそ
おそれがあると認めるとき。	のおそれがあると認めるとき。

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3	(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成
年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になる	3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にな
と認めるとき。	ると認めるとき。
(4)その他管理上支障があると認めるとき。	(4) その他管理上支障があると認めるとき。
(利用料金)	(使用料)
第7条 センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)	第5条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)
は、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ	は、別表第2又は別表第3に定める使用料を納付しなければなら
市長の承認を受けて指定管理者が定める。	ない。
2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。	2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、国又は地
	方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使
	用料は、後納することができる。
(<u>利用料金</u> の減免)	(<u>使用料</u> の減免)
第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準	第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、
<u>により、利用料金</u> を減額し、又は免除することができる。	又は免除することができる。
(<u>利用</u> の許可の取消し等)	(<u>使用</u> の許可の取消し等)
第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると	第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、
きは、センターの <u>利用</u> を制限し、若しくは停止し、又はその <u>利用</u>	センターの <u>使用</u> を制限し、若しくは停止し、又はその <u>使用</u> の許可
の許可を取り消すことができる。	を取り消すことができる。
(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したと	(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したと
ů	ů
(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。	(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、センターの管理上支障があるさ記めたとき。る行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。る行為を(使用料の)(利用料金の不返還)(使用料の)第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、第8条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、適8条 既納金らかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料かに該当す金らとができる。金の全部又は一部を返還することができる。(1) 使	(4) 前3号に掲げるときのほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。(使用料の不返還)8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。の理由が正当であると認めたとき。(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めたとき。(目的外使用等の禁止)
る行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。る行利用料金の不返還)(使用の条0条既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、第8条 らかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料 の全部又は一部を返還することができる。第5名 適する (1)	に 思 該る へ 2 里的
利用料金の不返還) (使用) 0条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、第8条 らかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料 かに該 の全部又は一部を返還することができる。 還する (1)	用 該る () 団 的
0条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、第8条 らかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料 かに該 の全部又は一部を返還することができる。 選する (1)	該るくく里的
<u>準により、</u> 既納の利用料 る。	 に該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返することができる。 1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、そり理由が正当であると認めたとき。 目的外使用等の禁止)
る。	ることができる。) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、 理由が正当であると認めたとき。 的外使用等の禁止)
	使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、 由が正当であると認めたとき。 外使用等の禁止)
]の取消しの申出があり、 -
(2) 使	D理由が正当であると認めたとき。 ヨ的外使用等の禁止)
の理由が	目的外使用等の禁止)
(目的外利用等の禁止)	
第11条 利用者は、センターを許可に係る利用目的以外に利用 第9条 使用	<u>条 使用者</u> は、センターを許可に係る <u>使用目的</u> 以外に <u>使用</u> し、
し、又はその <u>利用</u> の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはなら 又はその <u>使</u>	又はその <u>使用</u> の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならな
til.	
(設備等の制限)	(設備等の制限)
第12条 利用者は、センターに特別な設備等を設けようとすると 第10条 使	0条 使用者は、センターに特別な設備等を設けようとすると
きは、あらかじめ <u>指定管理者</u> の許可を受けなければならない。 きは、あら	t、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。
(原状回復の義務) (原状回復の	(原状回復の義務)
<u>第13条 利用者</u> は、センターの使用を終了したときは、直ちに原 <u>第11条 使</u>	1条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに原
状に回復しなければならない。	状に回復しなければならない。
(損害賠償) (損害賠償	員害賠償)

第14条 センターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した指実額を賠償しなければならない。	第12条 センターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した指案額を賠償しなければならない。
2 第7条の規定に基づく <u>利用の</u> 許可の取消し等によって <u>利用者</u>	
が被った損害については、 市 $\overline{\lambda}$ び指定管理者は賠償の責めを負わ	が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。
ない。	
(行為の制限等)	(行為の制限等)
第15条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならな	<u>第13条</u> センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならな
619	۱۰۱۰
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある	(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある
行為	行為
(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそ	(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは減失し、又はそ
のおそれがある行為	のおそれがある行為
(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為	(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配	(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配
布及び営利を目的とした行為	布及び営利を目的とした行為
(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があ	(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があ
ると認められる行為	ると認められる行為
2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者	2 市長は、前頃の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、
に対し、行為の中止又はセンターからの退去を命ずることができ	行為の中止又はセンターからの退去を命ずることができる。
Ŷ	
(職員の立入り)	(職員の立入り)

第16条 利用者は、センターを管理する職員が職務上立ち入ると	第14条 使用者は、センターを管理する職員が職務上立ち入ると
きは、これを拒むことができない。	きは、これを拒むことができない。
	(指定管理者による管理)
	第15条 鳥取市B&G海洋センターの管理は、法人その他の団体で
	あって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行
	わせる。
	2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めると
	ころにより、適正にセンターの管理を行わなければならない。
	(指定管理者の業務の範囲)
	第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
	(1) センターの使用に関する業務
	(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
	(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必
	要と認める業務
	2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の
	第3条、第4条、第7条、第10条、第12条第2項及び第13
	条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第7条、第
	10条及び第13条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」
	と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と
	<u> </u>
	(利用料金)

	第17条 センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)
	については、別表第1に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長
	の承認を受けて指定管理者が定める。
	2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
	(利用料金の減免)
	第18条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基
	準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
	(利用料金の不返還)
	第19条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、
	あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料
	金の全部又は一部を返還することができる。
	(
	第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料
	の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額
	の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超え
	ないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。
	2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に
	対し、5万円以下の過料を科することができる。
(委任)	(委任)
第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第7条関係)

(本表...全部改正 (平成 2 4 年条例 3 2 号)、一部改正 (平成 2 5 年条例 5 2 号))

鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金

(1) 専用利用

L		\bowtie	₹	加	部												其		
	盤 0		⊞ 0		⊕ 0			無料	日 0 0		日 0 0			無料	⊞ 0		0 円		0 円
	葱		4 0		2 0				7		_				4 0		4 0		2 0
	~		₩ W		₩ 1				₩ W		₩ 1				₩ ₩		⊃₹		₩ 1
	9 金		時間につき		時間に.				間に		間に				間に		時間につき		時間に
	午後5時~午後1		1郡		1郡				1時間につき		1時間につき				1時間につき		1時		1時
	_		0 0	田	0 0	田		無料	0 0	田	0 0	田		無料	0 0	田	0 0	田	0 0
	午後5時		₩ 4		₩ 2			****	7¥ 2						7		₹ 4		₹ 2
	‡ ~ ‡		時間につき		時間につき				1 時間につき 2 0		1 時間につき 1				1 時間につき		時間につき		\cap
	午前9時~		時間		時間				時間		時間				時間		時間		時間に
			Τ		Τ				<u>_</u>		-				Ε		1 1		1 B
	胎胎				#	詗鬱		έllh			₽	詗鬱		ᆀᅩ					ф
			ĘX		小学生、			璋害者等	ĘX		小学生、			障害者等	1		ĘX		小学生、
	/	/			小	孙	神	虚量			小 (孙	짺	虚量	グル		—般		小亭
			全面						用用						ーティングルーム		里表		
			競技	mlD:															
	/	区公	本 <u>第</u>	育場	温										111		武道館		
L			1/2	ИШ	₹ ⊞1												114		

別表第1(<u>第17条関係</u>)

(本表...全部改正[平成24年条例32号]、一部改正[平成25年条例52号])

鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金

(1) 専用利用

区分			時間	午前9時~午後5時	午後5時~午後10時
#	競技	全面	—般	1時間につき400	1時間につき400円
恒	掃			H	
찂			小学生、中	1時間につき200	1時間につき200円
			学生、高齢	E	
			和		
			障害者等	無料	無料
		国	—般	1時間につき200	1時間につき200円
				H	
			小学生、中	1時間につき100	1時間につき100円
			学生、高齢	E	
			和		
			障害者等	無料	無料
	 	アイン	ミーティングルーム	1時間につき200	1時間につき400円
				H	
武道館	箟	全国	—般	1時間につき400	1時間につき400円
				田	
			小学生、中	1時間につき200	1時間につき200円

業	無	障害者等
		拖
		学生、高數
時間につき100 1時間につき100円	1 時間につき 1 0 0	小学生、中
時間につき200 1時間につき200円	1時間につき200	半面 一般
無無	無無	障害者等
		和
		学生、高數

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては270円、半面利用の場合にあっては130円で計算して得た額とする。
- 5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に 定める額の5割の額とする。
- 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

	华 年、	E	
	障害者等	無無無	
甲井	—般	1時間につき200	1時間につき200 1時間につき200円
		H	
	小学生、中	1時間につき100	1時間につき100 1時間につき100円
	学生、高鬱	E	
	和		
	障害者等	無料	無料

備兆

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては270円、半面利用の場合にあっては130円で計算して得た額とする。
- 5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に 定める額の5割の額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 個人利用

	区分	利用料金
体育館(競	一般	1回につき50円
技場)	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
	障害者等	無料
武道館	—般	1回につき50円
	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
	障害者等	無料
プール	—般	1回につき200円
		回数券(11回分)2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券(11回分)500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券(11回分)1,000円
	障害者等、小学校就学前の	無料
	者	

備考

- 1 「1回」とは、体育館(競技場)及び武道館にあっては入場してから退場するまでの間の利用とし、プールにあっては4時間以内の利用とする。
- 2 体育館(競技場)の照明設備の利用料金は、1時間につき270

特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 個人利用

	区分	利用料金
体育館(競	—般	1回につき50円
技場)	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
	障害者等	無料
武道館	—般	1回につき50円
	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
	障害者等	無料
プール	—- 般	1回につき200円
		回数券(11回分)2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券(11回分)500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券(11回分)1,000円
	障害者等、小学校就学前の	無料
	者	

備考

- 1 「1回」とは、体育館(競技場)及び武道館にあっては入場してから退場するまでの間の利用とし、プールにあっては4時間以内の利用とする。
- 2 体育館(競技場)の照明設備の利用料金は、1時間につき270

円で計算して得た額とする。

- 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき130円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2

- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認 定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日 をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用 する場合は、無料とする。
- 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金

区分	利用料金(1艇1時間につき)
カヌー	200円
カッター	日005
1 ~ E d ・ O	200円
1 2Fヨット	300円
備考 1時間未満は、1時間とする。	

別表第2(第7条関係)

(本表...全部改正[平成24年条例32号]、一部改正[平成25年条例52号])

円で計算して得た額とする。

- 3 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき130円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2

- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日 をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用 する場合は、無料とする。
- 2 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金

区分	利用料金(1艇1時間につき)
カヌー	200円
カッター	500円
0・Pヨット	200円
1 2Fヨット	300日
備考 1時間未満は、1時間とする。	

別表第2(第5条関係)

(本表...全部改正[平成24年条例32号]、一部改正[平成2

2

年条例52号〕)

鳥取市佐治町B & G海洋センター体育館等利用料金

	H		
1時間につき400円	1時間につき200	ミーティングルーム	ニードイ
無無	無無	障害者等	
	田	生、高齢者	
1時間につき100 1時間につき100円		小学生、中学	
	田		
1 時間につき 2 0 0 円	1時間につき200	半面 一般	41
無	無無	障害者等	
	E	生、高齢者	
1 時間につき 2 0 0 円	1時間につき200	小学生、中学	
	E		
1時間につき400 1時間につき400円	1時間につき400	全面 一般	競技場 =
			区分
午後5時~午後10時	午前9時~午後5時	時間 //	
H T T	チェノン一体同路守心は全世		[[] -

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティングルームの冷暖房設備の<u>利用料金</u>は、この表に定める 額の5割の額とする。
- 5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

1 鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等使用料

/ ⟨× ×		時間	午前9時~午後5時	午後5時~午後10時
二 競技場	全国	一般	1時間につき400	1時間につき4001時間につき400円
			E	
		小学生、中学	1時間につき20	0 1時間につき200円
		生、高齢者	H	
		障害者等	無料	無料
	用	—般	1 時間につき200	1時間につき200 1時間につき200円
			H	
		小学生、中学		1時間につき100 1時間につき100円
		生、高齢者	E	
		障害者等	無無	無料
ミーティングルーム	イング)	V-7	1時間につき200	1時間につき2001時間につき400円
			E	

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティングルームの冷暖房設備の<u>使用料</u>は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認 定された者及びその付添人
- 定された者及びその付添人 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が 個人で競技場を使用する場合は、無料とする。
- 2 鳥取市佐治町B&G海洋センタープール・鳥取市気高町B&G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B&G海洋センタープール 利用料金

	区分	金額
個人使用	—般	1回につき200円
		回数券(11回分)2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券(11回分)500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券(11回分)1,000円
	障害者等、小学校就学前の	無
	和	

備老

- 1 「1回」とは、4時間以内の<u>利用</u>とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。
- 2 鳥取市佐治町B&G海洋センタープール使用料

	区分	金額
個人使用	般	1回につき200円
		回数券(11回分)2,000円
:\[/	小学生	1回につき50円
		回数券(11回分)500円
<u> </u>	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券(11回分)1,000円
+ 動	障害者等、小学校就学前の	業
析		

備老

- 1 「1回」とは、4時間以内の<u>使用</u>とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人

- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人

- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認 定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が使用する場合は、無料とする。

別表第3(第5条関係)

(本表…全部改正〔平成24年条例32号〕)

鳥取市気高町B&G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B&G海洋センタ・

プール使用料

	区分	金額
個人使用	— <u>般</u>	1回につき200円
		回数券(11回分)2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券(11回分)500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券(11回分)1,000円
	障害者等、小学校就学前の	無料
	車	

ì

- 「1回」とは、4時間以内の使用とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

111号)新旧対昭表
6 年条例第 1 、
5条例(平成1
鳥取市名目的運動広場の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第・
に場の設置及:
节多目的運動
鳥取

於	改正後	[X]	改正前
鳥取市多目的運動広場の	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例	鳥取市多目的運動広場の	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例
	平成16年9月30日		平成16年9月30日
	鳥取市条例第111号		鳥取市条例第111号
(目的)		(自))	
第1条 この条例は、地方自治法(この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244	第1条 この条例は、地方自治法(この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第244</u>
条の2及び第228条第1項の規定に基づき、	記に基づき、鳥取市多目的運動広場	<u>条の2第1頃</u> 及び第228条第1	8条第1項の規定に基づき、鳥取市多目的運
の設置及び管理並びに <u>使用料等</u> に	の設置及び管理並びに <u>使用料等</u> について、必要な事項を定めることを	動広場の設置及び管理並びに <u>使用</u>	動広場の設置及び管理並びに <u>使用料</u> について、必要な事項を定めるこ
目的とする。		とを目的とする。	
(設置及び名称)		(設置及び名称)	
第2条 農林漁業者等の健康と福祉の増進、	tの増進、コミュニティの形成を図り、	第2条 農林漁業者等の健康と福祉の増進、	の増進、コミュニティの形成を図り、
地域社会の発展に寄与するため、鳥取市多目	鳥取市多目的運動広場(以下「運動	地域社会の発展に寄与するため、	地域社会の発展に寄与するため、鳥取市多目的運動広場(以下「運動
広場」という。)を次のとおり設置する。	温する。	広場」という。)を次のとおり設置する。	置する。
名称	位置	名称	位置
鳥取市佐治町多目的運動広場	鳥取市佐治町大井	鳥取市佐治町多目的運動広場	鳥取市佐治町大井
鳥取市佐治町多目的広場	鳥取市佐治町高山	鳥取市佐治町多目的広場	鳥取市佐治町高山
鳥取市気高町運動広場	鳥取市気高町浜村	鳥取市気高町運動広場	鳥取市気高町浜村
鳥取市鹿野町運動広場	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市鹿野町運動広場	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市青谷町農村広場	鳥取市青谷町青谷	鳥取市青谷町農村広場	鳥取市青谷町青谷
(使用の許可等)		(使用の許可等)	

第3条 運動広場のうち、別表第1から別表第5までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前頃に規定する使用の許可に、 運動広場の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。
- (使用の許可の基準)
- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の使用を許可しないものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認め るとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、運動広場の管理上支障があると認めるとき。
- (使用料)
- 第5条 運動広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) は、<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納す

第3条 運動広場のうち、別表第1から別表第5までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、 運動広場の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。
- 使用の許可の基準)
- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の使用を許可しないものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、運動広場の管理上支障があると 認めるとき。
- (使用料)
- 第5条 運動広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) は 四書等 かい回書等 こまっにつかる 体田地をが付し かけかげかい
 - は、<u>別表第1から別表第5まで</u>に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前頃の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納す

ることができる。	ることができる。
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
(使用料の不返還)	(使用料の不返還)
料は、返還しない。 ただし、次の各号のいずれか	兓納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれか
該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することがった。	該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還するこ レが示き z
こが、こで。。 (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。	こ。ところ。 (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。
(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理	(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理
由が正当であると認めるとき。	由が正当であると認めるとき。
(目的外使用等の禁止)	(目的外使用等の禁止)
第8条 使用者は、運動広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又は その使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。	第8条 使用者は、運動広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(使用の許可の取消し等)	(使用の許可の取消し等)
第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、運動	第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、運動
広場の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消	広場の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消
すことができる。	すことができる。
(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。	(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
(3) 使用の許可の条件に違反したとき。	(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

運動広場の管理上支障がある行	図めたと 声。
前3号に掲げるときのほか、	、又はそのおそれがあると認めたとき。
(4)	鉢をつ
$\overline{)}$	

(行為の制限等)

第10条 運動広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは減失し、又はそのお それがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及 び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障があると 認められる行為
- 2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は運動広場からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

- 第12条 運動広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、 市長の認定した損害額を賠償しなければならない。
- 2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被っ

(4) 前3号に掲げるときのほか、運動広場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(行為の制限等)

第10条 運動広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは減失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障があると認められる行為
- 2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は運動広場からの退去を命ずることができる。

原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

- 第12条 運動広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、 市長の認定した損害額を賠償しなければならない。
- 2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被っ

た損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、運動広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、 これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市佐治町運動広場、鳥取市気高町運動広場、鳥取市鹿野町 運動広場及び鳥取市青谷町農村広場の管理は、法人その他の団体であっ て市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。 担定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に運動広場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)運動広場の利用に関する業務

(2)運動広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)前2号に掲げるもののほか、運動広場の管理上市長が必要と認

める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条の規定の適用については、第3条、第4条、第10条第2項及び第12条第1項の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

た損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、運動広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、 これを拒むことができない。

_
₩
菜
Щ
$\overline{\mathbf{K}}$
· .

第16条 運動広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)につ いては、別表第1、別表第3、別表第4又は別表第5に定める金額の 範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(副副)

第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、 5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰副)

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第3条、第16条関係)

鳥取市佐治町多目的運動広場利用料金

	区分	<u>利用料金</u> (1時間につき)
グラウンド	投	300円
<u> </u>	小学生、中学生、高齢者	150円
曹	障害者等	無料
テニスコー	般	200円
1/10	小学生、中学生、高齢者	100円
艶	障害者等	無料

備老

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 グラウンドの照明設備の利用料金は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
- 3 テニスコートの照明設備の利用料金は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の 所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 6 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年

別表第1(第3条、第5条関係)

鳥取市佐治町多目的運動広場使用料

\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	
ドマ	<u> 本親</u> (「時间に Je)
グラウンド一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料
テニスコー 一般	200円
ト 小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料

那

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 グラウンドの照明設備の<u>使用料</u>は、1時間につき3,000円で 計算して得た額とする。
- 3 テニスコートの照明設備の使用料は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の 所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 6 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年

Eする休日 法律第17)が個人 をいう。以
法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人

別表第2 (第3条、第5条関係)

鳥取市佐治町多目的広場使用料

	—般	小学	障害
	田	田	米
	2 0 0	1 0 0	無
つき)	7		
時間に、			
1時			
金額(
VIA			
		幸	
分		高齡	
×		生	
		中学	센
	般	学生、	害者等
	1	<u></u> √	連

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定 された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第3(第3条、第16条関係)

鳥取市気高町運動広場利用料金

法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で<u>使用</u>する場合は、無料とする。

別表第2 (第3条、第5条関係)

鳥取市佐治町多目的広場使用料

金額(1時間につき)	200日	100円	無料	
区分	— 	小学生、中学生、高齢者	障害者等	

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。人で使用する場合は、無料とする。

別表第3(第3条、第5条関係)

鳥取市気高町運動広場使用料

区分区分	舟	/学生、中学生、高齢者		備老
刊料金 (1時間につき)	300日	150円	無料	
区分	—— 前 投	小学生、中学生、高齢者	障害者等	猫 米
<u>金額</u> (1時間につき				

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 照明設備の<u>利用料金</u>は、1時間につき3,000円で計算して得た 額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 $^{\circ}$
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

4

- 定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 証の所持者及びその付添人 (1)
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定 された者及びその付添人
- 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個 人で利用する場合は、無料とする。 2

第16条関係 別表第4(第3条、

鳥取市鹿野町運動広場利用料金

	グ	
<u>利用料金</u> (1時間につき)	日008	150円
区分	グラウンド 一般	小学生、中学生、高齢者

- 1時間未満は、1時間とする。
- 照明設備の<u>使用料</u>は、1時間につき3,000円で計算して得た額 とする。 7
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 m
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 4
- 定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定 された者及びその付添人
- 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。 人で<u>使用</u>する場合は、無料とする。 2

第5条関係 別表第4(第3条、

鳥取市鹿野町運動広場使用料

金額(1時間につき)	300日	150円
区分	グラウンド一般	小学生、中学生、高齢者

障害者等		<u></u>	
	200日	テニスコー 一般	200日
中学生、高齢者	100円	トが学生、中学生、高齢者	100日
	無料	障害者等	無無
		備考	
1時間とする。		1 1時間未満は、1時間とする。	•
		2 グラウンドの照明設備の使用料は、	料は、1時間につき3,000円で
		計算して得た額とする。	
		3 テニスコートの照明設備の使用料は	用料は、1面1時間につき300円
		で計算して得た額とする。	
「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。		4 「高齢者」とは、65歳以上	65歳以上の者をいう。
「障害者等」とは、次の各号のいずれかに	に該当する者をいう。	5 「障害者等」とは、次の各号	次の各号のいずれかに該当する者をいう。
身体障害者手帳、療育手帳又は精神	神障害者保健福祉手帳、	(1) 身体障害者手帳、療育	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、
特定医療費(指定難病)医療受給者証又は	は生涯者福祉サービス受	特定医療費(指定難病)医療	特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受
給者証の所持者及びその付添人		給者証の所持者及びその付添人	
介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認	状態又は要支援状態と認	(2) 介護保険法の規定により、	り、要介護状態又は要支援状態と認
定された者及びその付添人		定された者及びその付添人	
日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学	学生(市民に限る。)が	6 日曜日、土曜日及び祝日に小	日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が
個人で <u>利用</u> する場合は、無料とする		個人で <u>使用</u> する場合は、無料とす	4 3.
第16条関係)		別表第5(第3条、 <u>第5条関係</u>)	
鳥取市青谷町農村広場利用料金		鳥取市青谷町農村広場使用料	
利用料金		区分	金額(1時間につき)

——·	Е.	7.1- 1					#5	Иm		ful		क्र	
300日	150円	無料		٥	の者をいう。	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特	定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者		(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定		日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個	%
—- 版	小学生、中学生、高齢者	障害者等	備考	1 1時間未満は、1時間とする。	2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	3 「障害者等」とは、次の各号((1) 身体障害者手帳、療育手	定医療費(指定難病)医療受給	証の所持者及びその付添人	(2) 介護保険法の規定により	された者及びその付添人	4 日曜日、土曜日及び祝日に小学	人で <u>使用</u> する場合は、無料とする。
300日	150円	無料			り者をいう。	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	・帳又は精神障害者保健福祉手帳、特	者証又は生涯者福祉サービス受給者)、要介護状態又は要支援状態と認定		日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個	2°
—般	小学生、中学生、高齢者	障害者等	備考	1 1時間未満は、1時間とする。	2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	3 「障害者等」とは、次の各号の	(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障	定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯	証の所持者及びその付添人	(2) 介護保険法の規定により、要介護状態	された者及びその付添人	4 日曜日、土曜日及び祝日に小学	人で <u>利用</u> する場合は、無料とする。

20号)新旧対昭表
16年条例第17
何(平成)
鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第120号)新旧対昭表
ノーニングセンター
鳥取市農林漁業者トレ

改正後	改正前
鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に
する条例	関する条例
平成16年9月30日	平成16年9月30日
鳥取市条例第120号	鳥取市条例第120号
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244
の2の規定に基づき、鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及	条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市農林漁業
び管理並びに <u>利用料金</u> について、必要な事項を定めることを目的とす	者トレーニングセンターの設置及び管理並びに <u>使用料</u> について、必要
99°	な事項を定めることを目的とする。
(設置及び名称)	(設置及び名称)
第2条 農林漁業者の保健体育の向上と地域連帯感の醸成を図るため、鳥	第2条 農林漁業者の保健体育の向上と地域連帯感の醸成を図るため、
取市農林漁業者トレーニングセンター(以下「トレーニングセンター」	鳥取市農林漁業者トレーニングセンター(以下「トレーニングセンタ
という。)を次のとおり設置する。	-」という。)を次のとおり設置する。
名称 位置	名称 位置
鳥取市気高町農業者トレーニングセンタ 鳥取市気高町浜村	鳥取市気高町農業者トレーニングセンタ 鳥取市気高町浜村
_	
鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンタ鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンタ鳥取市鹿野町鹿野
1	1
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセ島取市青谷町露谷	鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセ島取市青谷町露谷

	- 6~
(指定管理者による管理)	
第3条 トレーニングセンターの管理は、法人その他の団体であって市長	
が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。	
2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに	
より、適正にトレーニングセンターの管理を行わなければならない。	
(指定管理者の業務の範囲)	
第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。	
(1)トレーニングセンターの利用に関する業務	
(2)トレーニングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務	
(3)前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上市	
長が必要と認める業務	
(<u>利用</u> の許可等)	(<u>使用</u> の許可等)
<u>第5条</u> トレーニングセンターを <u>利用</u> しようとする者は、あらかじめ	第3条 トレーニングセンターのうち、別表第1から別表第3までに
<u>指定管理者</u> の許可を受けなければならない。	<u>掲げる施設を使用</u> しようとする者は、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けな
2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用の許	ければならない。
可に、トレーニングセンターの管理のため必要な範囲内で条件を付す	2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する <u>使用</u> の許可に、
ことができる。	トレーニングセンターの管理のため必要な範囲内で条件を付すことが
	できる。
(利用の許可の基準)	(<u>使用</u> の許可の基準)
第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、トレーニ	第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、トレーニング
ングセンターの <u>利用</u> を許可しないものとする。	センターの使用を許可しないものとする。

- 1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する<u>暴力団その他集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の</u>利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、トレーニングセンターの管理上支障があると認めるとき。

(本条...一部改正[平成24年条例2号])

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する<u>暴力団</u>の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、トレーニングセンターの管理上支障があると認めるとき。

(本条...一部改正〔平成24年条例2号〕)

(使用料)

第5条 トレーニングセンターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」 という。)は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しな

ければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共 団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。

(本条...一部改正〔平成24年条例32号〕

ب

(利用料金)

第7条 トレーニングセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内で、

あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。	
2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。	
(利用料金の減免)	(<u>使用料</u> の減免)
第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により	第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又
利用料金を減額し、又は免除することができる。	は免除することができる。
(利用料金の不返還)	(使用料の不返還)
第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらか	<u>第7条</u> 既納の <u>使用料</u> は、返還しない。ただし、 <u>次の各号のいずれかに</u>
<u>じめ市長の承認を受けて定めた基準により</u> 既納の <u>利用料金</u> の全部又は一	<u>該当するときは、市長は、</u> 既納の <u>使用料</u> の全部又は一部を返還するこ
部を返還することができる。	とができる。
	(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。
	(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理
	由が正当であると認めるとき。
(目的外利用等の禁止)	(目的外使用等の禁止)
第10条 利用者は、トレーニングセンターを許可に係る利用目的以外に	<u>第8条</u> 使用者は、トレーニングセンターを許可に係る <u>使用目的</u> 以外に
利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならな	<u>使用</u> し、又はその <u>使用</u> の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはなら
610	ない。
(<u>利用</u> の許可の取消し等)	(<u>使用</u> の許可の取消し等)
第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、	第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、トレ
トレーニングセンターの <u>利用</u> を制限し、若しくは停止し、又はその <u>利用</u>	ーニングセンターの <u>使用</u> を制限し、若しくは停止し、又はその <u>使用</u> の
の許可を取り消すことができる。	許可を取り消すことができる。
(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

北人	ز
† ,)
一一一一	
〈紅公	
ミド基づ)
り指示	
の条例の	
I.)
(2)	1

- 3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、トレーニングセンターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(行為の制限等)

 $rac{第12 ilde{A}}{4}$ トレーニングセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び 営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上支障があると認められる行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、 行為の中止又はトレーニングセンターからの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その $\overline{ extit{All}}$ を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) <u>使用</u>の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、トレーニングセンターの管理上 支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(行為の制限等)

- <u>第10条</u> トレーニングセンターにおいては、次に掲げる行為をして はならない。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのお
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為

それがある行為

- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上 支障があると認められる行為
- 2 <u>市長</u>は、前頃の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行 為の中止又はトレーニングセンターからの退去を命ずることができ

w°

- (原状回復の義務)
- 3 ± 11 条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)	(損害賠償)
第14条 トレーニングセンターの施設、設備、器具等をき損し、又は減失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。	<u>第12条</u> トレーニングセンターの施設、設備、器具等をき損し、又は 滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。
2 <u>第11条</u> の規定に基づく <u>利用の</u> 許可の取消し等によって <u>利用者</u> が被った損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。	2 <u>第9条</u> の規定に基づく <u>使用の</u> 許可の取消し等によって <u>使用者</u> が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。
(物品販売等の制限)	
第15条 トレーニングセンター及びその敷地内においては、次に掲げる	
行為をしてはならない。	
ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。	
(1) 物品の販売その他これに類する行為	
(2) <u>寄附の募集</u>	
(3) <u>宣伝その他これに類する行為</u>	
(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立て札その他これらに類	
するものの設置	
(職員の立入り)	(職員の立入り)
第16条 利用者は、トレーニングセンターを管理する職員が職務上立ち	第13条 使用者は、トレーニングセンターを管理する職員が職務上立
入るときは、これを拒むことができない。	ち入るときは、これを拒むことができない。
	(副副)
	第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全
	部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相
	当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万
	<u>円とする。)以下の過料を科することができる。</u>

(委任)					2 前頃に し、5万円 (委任)	前項に定めるもののほか、 5 万円以下の過料を科す?)	市長は、	使用料の徴収を免れた者に対 きる。	・ 免れた者に対
第17条 こ	この条例の施行に関し必要な事項は、	関し必要な事項	負は、規則で定める。	ઝ ठ.	第15条 こ	の条例の施行に	この条例の施行に関し必要な事項は、	頃は、規則で定める。	මේ පි
別表第1(<u>第5条</u> 、	5条、第7条関係)	係)			別表第1(<u>第</u>	(第3条、第5条関係)	<u> </u>		
鳥取市気	鳥取市気高町農業者トレ	ノニー	グセンター利用料金		鳥取市気	鳥取市気高町農業者トレ		ングセンター使用料	
	開組	時間 午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午後		開組	午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分		十	盐	10時	区分		#	盐	後10時
競技場 全面	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき	競技場 全面	—般	1 時間につき	1時間につき	1 時間につき
		360円	400円	440円			360円	400円	440円
	小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	生、高齢者	180円	200円	220円		生、高齢者	180円	200円	220円
	障害者等	無料	無料	無料		障害者等	無料	無料	無料
国 計	—	1時間につき	1 時間につき	1時間につき	垣井	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		180円	200円	220円			180円	200円	220円
	小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき		小学生、中学	1 時間につき	1時間につき	1時間につき
	生、高齢者	日06	100円	110円		生、高齢者	日 0 6	100円	110円
	障害者等	無	無料	選		障害者等	無	無料	業
トレーニング室	(ith	1時間につき	1時間につき	1時間につき	トレーニング室	[KH]	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		100円	100円	100円			100円	100円	100田
研修室		1時間につき	1時間につき	1時間につき 研修室	研修室		1時間につき	1時間につき	1時間につき

	300日	300日	日009		300日	300日	田009
健康管理室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	健康管理室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	150円	150円	300円		150円	150円	300円
備考				備考			
1 1時間未満は、1時間	1 時間とする。			1 1時間未満は、1時間	1 時間とする。		
2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、	間以上利用する		この表に定める額の	2 競技場を連続して3階	3時間以上 <u>使用する</u> 場合は、		この表に定める額
9 割の額 (その額に 1 0 円未満の端数がある	円未満の端数な	で来ば	その端数金額を	の9割の額とする。			
切り捨てた額)とする。							
3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につ	用料金は、1時	łtú	全面利用の場合に	3 競技場の照明設備の <u>使用料</u> は、		1 時間につき、 <u>全面</u> 1	全面使用の場合に
あっては540円、半面	半面利用の場合にあっては	5っては270F	270円で計算して得	あっては540円、半面	<u> 何度用</u> の場合に	<u> 半面使用</u> の場合にあっては2 7 0 円で計算して	円で計算して
た額とする。				得た額とする。			
4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の利用料金は、	の冷暖房設備の		この表に定める	4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の <u>使用料</u> は、	ミの冷暖房設備(この表に定める
額の5割の額とする。				額の5割の額とする。			
5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるとき	算して得た額に	- 10円未満の	帯数があるとき	5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると	算して得た額	こ10円未満の	端数があると
は、その端数金額を切り捨てた額とする。	捨てた額とする	°°		きは、その端数金額を切り捨てた額とする。	JIO捨てた額と 7	9 8°	
6 附属設備等の <u>利用料金</u> は、規則で定める額と	は、規則で定め	る額とする。		6 附属設備等の <u>使用料</u> は、規則で定める額とする。	t、規則で定め。	る額とする。	
7 「高齢者」とは、65]	65歳以上の者をいう。	ら。		7 「高齢者」とは、65	65歳以上の者をいう。	,15。	
8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	の各号のいずれ	いかに該当するテ	旨をいう。	8 「障害者等」とは、次	くの各号のいず	次の各号のいずれかに該当する者をいう。	者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、	、療育手帳又は	坎精神障害者保 6		(1) 身体障害者手	長、療育手帳又	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、	建福祉手帳、
医療費(指定難)	病)医療受給者	証又は生涯者	医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 <mark>給</mark>	特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サー	5) 医療受給者詞	証又は生涯者福	乳サービス 邸
者証の所持者及びその付添人	びその付添人			給者証の所持者及びその付添人	-の付添人		
(2) 介護保険法(平成9年法律第12	成9年法律第1	23号)の規定により、	ミにより、要介	(2) 介護保険法(平	△成9年法律第	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、	定により、要
護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人	援状態と認定さ	られた者及びその	0付添人	介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人	状態と認定され	た者及びその付	添人

和研修室 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		無料とする。 条例32号〕、一部改正 [平成 号〕) ンター利用料金 会議室・生活改善室 の分~午 午後5時~午後10時 き400 1時間につき400円 一円 き200 1時間につき200円 無料 無料 無料 無料 無料		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 以ト同じ。)に小字生又は中字生(市民に限る。)が個人場又はトレーニング室を使用する場合は、無料とする。 第3条、第5条関係) 本表…全部改正(平成24年条例32号)、一部改正(平成5年条例52号・28年19号)) 在条例52号・28年19号)) 技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室 一般 1時間につき400 1時間につき400円 生、高齢者
正、同断日障害者等	(業)	無無		土、 同断 目 障害者等	無料無無
(海中)	# C	1	_	; I I ;	*************************************
和研修安ィ仝邨)	1 時間にしずらりの	1 時間にしま1 000	和研修定(全部)		1 時間にしずら 0 1 時間にしず 1 00

	E			四 0 四
和研修室(一部)	1 時間につき250	1 時間につき500円	和研修室(一部)	1時間につき250 1時間につき500円
	E			田
洋研修室	1時間につき500	1時間につき1,000	洋研修室	1時間につき500 1時間につき1,00
	E	E		日 0 日
会議室	1時間につき200	1 時間につき 4 0 0 円	分議室	1時間につき200 1時間につき400円
	田			田
生活改善室	1時間につき300	1時間につき600円	生活改善室	1時間につき300 1時間につき600円
	E			田
備考			備考	
1 1時間未満は、1時間	1時間とする。		1 1時間未満は、1時間とす] と する。
2 競技場を連続して3時	競技場を連続して3時間以上 <u>利用する</u> 場合は	は、この表に定める額の	2 競技場を連続して3時	3時間以上 <u>使用する</u> 場合は、この表に定める額
9割の額 (その額に10円未満の端数がある	0 円未満の端数があると	ときは、その端数金額を	の9割の額とする。	
切り捨てた額)とする。				
3 競技場の照明設備の利用料金は、	<u>利用料金</u> は、1時間につ	き、全面利用の場合に	3 競技場の照明設備の <u>使用料</u> は、	<u> 摂料</u> は、1時間につき、 <u>全面使用</u> の場合に
あっては540円、 <u>半面利用</u> の場合にあって	<u>面利用</u> の場合にあっては	:270円で計算して得	あっては540円、半面	<u>半面使用</u> の場合にあっては270円で計算して
た額とする。			得た額とする。	
4 和研修室、洋研修室、	会議室及び生活改善室	会議室及び生活改善室の冷暖房設備の利用料	4 和研修室、洋研修室、	会議室及び生活改善室の冷暖房設備の <u>使用</u>
金は、この表に定める翳	この表に定める額の5割の額(その額に	10日未満の端数があ	料は、この表に定める翳	この表に定める額の5割の額(その額に10円未満の端数が
るときは、その端数金割	その端数金額を切り捨てた額)とす	°°°	あるときは、その端数金	その端数金額を切り捨てた額)とする。
5 附属設備等の利用料金	附属設備等の <u>利用料金</u> は、規則で定める額と	とする。	5 附属設備等の使用料は、	t、規則で定める額とする。
9 「高齢者」とは、65	65歳以上の者をいう。		9 「高齢者」とは、65	5歳以上の者をいう。
2 「障害者等」とは、次	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに診	該当する者をいう。	7 「障害者等」とは、次	次の各号のいずれかに該当する者をいう。

Ш	
ŲΠ	
スプ	
IIN	
17	
Ţ	
₽	
泣	
興	
ΠÆ	
ΉΉ	
Ήì	
治	
$\overline{}$	
УШ. 11 <u>П</u>	
₩ ₩	
3/4	
HX.	
熈	N .
厌	の行添
$\overline{}$	×
凞	Ġ
羅	ĺΨ
囝	S
笳	者及びその
	孙
農	並
麼	造
熊	6
刑	証の所持
L-<	4110
	定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者

- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定 された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場を<u>利用</u>する場合は、無料とする。

トレーニング室

無料	障害者等
回数券(11回分)700円	
1回につき70円	小学生、中学生、高齢者
回数券(11回分)1,500円	
1回につき150円	—般
金額(1人当たり)	区分

備老

- 1 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

7

- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が 個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

トレーニング室

7

無料	障害者等
回数券(11回分)700円	
1回につき70円	小学生、中学生、高齢者
回数券(11回分)1,500円	
1回につき150円	—般
金額(1人当たり)	区分

端

- 1 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- ? 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定

カ 日 日 日 中 日	れた者及7曜日、土曜日、土曜日、土曜日、土曜日、土曜日、	された者及びその付添人 日曜日、土曜日及び祝日に する場合は、無料とする。	された者及びその付添人 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が <u>利</u> する場合は、無料とする。	ま中学生(市民	に限る。) が利	4 和 田 柜	された者及7 日曜日、土 ^届 田する場合は、	された者及びその付添人 日曜日、土曜日及び祝日に する場合は、無料とする。	5人 .日に小学生又は -る。	ま中学生(市民	された者及びその付添人 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が <u>使</u> する場合は、無料とする。
別表第3	$\overline{)}$	第5条、第7条関係	<u>関係</u>)			別表第3	無	3条、第5条関係	1条)		
鳥取	市青衫	鳥取市青谷町農林漁業者トレ	者トレーニングセンタ	センター利用料金	選	鳥即	(市青名	鳥取市青谷町農林漁業者トレ	- 1	ニングセンター使用料	-1 -1
	/	時間	午前9時~	正午~	午後5時~			開報	時間午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分			正午	午後5時	午後10時	区分	•		#	按	後10時
競技場	全面	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき	競技場	全面	— 	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			360円	400円	440円		•		360円	400円	440円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき		•	小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	180円	200円	220円			生、高齢者	180円	200円	220円
		障害者等	無料	無	無料			障害者等	無	無料	無料
<u>ग</u>	里井	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき	••1	田井	—般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円				180田	200円	220円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき		•	小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	田 0 6	100円	110円			生、高齢者	田 0 6	100円	110円
		障害者等	無料	無	無料			障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室	ングミ	TrTI	1時間につき	1時間につき	1時間につき	7 7 1	ニング室	[jej]	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			100円	100円	100円				100円	100円	100円
備考						備考					
<u></u>	時間引	1時間未満は、1時間	1 時間とする。			<u></u>	1時間未満は、	c満は、1時間とす	まする。		
2 連	連続して		3 時間以上 <u>利用</u> する場合は、		この表に定める額の9割の額	2 連	連続して	て 3 時間以上 <u>使用</u> す	<u>押</u> する場合は、		この表に定める額の9割の

(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た額)とする。

3 照明設備の<u>利用料金</u>は、1時間につき、<u>全面利用</u>の場合にあっては 5 4 0 円、<u>半面利用</u>の場合にあっては2 7 0 円で計算して得た額とす る。

- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定 された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で<u>利用</u>する場合は、無料とする。

額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り 捨てた額)とする。 3 照明設備の<u>使用料</u>は、1時間につき、<u>全面使用</u>の場合にあっては 5 4 0 円、<u>半面使用</u>の場合にあっては2 7 0 円で計算して得た額と する。

附属設備等の<u>使用料</u>は、規則で定める額とする。

「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

9

「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受 給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が 個人で<u>使用</u>する場合は、無料とする。

島取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第145号)新旧対昭表
平成 1 6 年条例第 1
資理に関する条例 (
ィ施設の設置及7%
鳥取市コミュニティ

改正後		改正前	
鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例	音理に関する条例	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例	管理に関する条例
	平成16年9月30日		平成16年9月30日
	鳥取市条例第145号		鳥取市条例第145号
(目的)		(目的)	
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第6	5律第67号)第244	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第6	去律第67号) <u>第244</u>
<u>条の2</u> 及び第228条第1項の規定に基づき、	鳥取市コミュニティ施	<u>条の2第1項</u> 及び第228条第1項の規定に基づき、	まづき、鳥取市コミュニ
設の設置及び管理並びに <u>使用料等</u> について、必	/要な事項を定めること	ティ施設の設置及び管理並びに <u>使用料</u> について、必要な事項を定める	て、必要な事項を定める
を目的とする。		ことを目的とする。	
(設置及び名称)		(設置及び名称)	
第2条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄	引きするため、鳥取市コ 1	第2条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、	寄与するため、鳥取市コ
	こいう。)を次のとおり	ミュニティ施設(以下「コミュニティ施設」という。)を次のとおり	という。)を次のとおり
設置する。		設置する。	
名称	位置	名称	位置
鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁	鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁
鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川	鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川
鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木	鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木
鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府	鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府
鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬	鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬
鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木	鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木

鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設	鳥取市佐治町尾際	鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設	鳥取市佐治町尾
鳥取市気高町コミュニティセンター	鳥取市気高町浜村	鳥取市気高町コミュニティセンター	鳥取市気高町浜
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町鹿
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町宮方	鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町宮7
鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小別所	鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小
鳥取市青谷町コミュニティセンター	鳥取市青谷町青谷	鳥取市青谷町コミュニティセンター	鳥取市青谷町青

(使用の許可等)

コミュニティ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の 許可を受けなければならない。 第3条

前項に規定する使用の許可に、 コミュニティ施設の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができ 必要があると認めるときは、 市長は、 w 0 7

(使用の許可の基準)

コミュニティ 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 施設の使用を許可しないものとする。

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認 めると帝。 (1)
- 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのお それがあると認めるとき。 (2)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認め

別所 緊 野 引 迩 郛

(使用の許可等)

あらかじめ市長の コミュニティ施設を使用しようとする者は、 許可を受けなければならない。 第3条

前項に規定する使用の許可に、 コミュニティ施設の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができ 市長は、必要があると認めるときは、 w 0 7

(使用の許可の基準)

コミュニティ 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 施設の使用を許可しないものとする。

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認 めるとき。 (1)
- 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのお それがあると認めるとき。 (2)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認め るたる。

(4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障がエフェストがはなった。	かめると認めるでき。(使用料)	第5条 コミュニティ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」と	いう。)は、別表第1又は別表第2に定める使用料を納付しなければ	ならない。	2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団	体が使用する場合の使用料は、後納することができる。	(使用料の減免)	第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又	は免除することができる。	(使用料の不返還)	第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに	該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還するこ	とができる。	(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。	(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理	由が正当であると認めるとき。	(目的外使用等の禁止)	第8条 使用者は、コミュニティ施設を許可に係る使用目的以外に使用	し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障	があると認めるどき。 (使用料)	第5条 コミュニティ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」と	いう。)は、別表第1又は別表第2に定める使用料を納付しなければ	ならない。	2 前頃の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団	体が使用する場合の使用料は、後納することができる。	(使用料の減免)	第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又	は免除することができる。	(使用料の不返還)	第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに	該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還するこ	とができる。	(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。	(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理	由が正当であると認めるとき。	(目的外使用等の禁止)	第8条 使用者は、コミュニティ施設を許可に係る使用目的以外に使用	し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

し等)	使用者が次の各号のいずれかに該当するとき	を制限し、若しくは停止し、又はその使	
取消し等	使用者が	使用を制	
使用の許可の取消し等	市長は、	ュニティ施設の使用を制限し、	
(使用	39条	בֿ⊒ב	İ

- ||| || 更用の許可 Ŧģ を取り消すことができる。 紙
- この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (
- この条例の規定に基づく処分に違反したとき (2)
- 使用の許可の条件に違反したとき。 (3)
- コミュニティ施設の管理上支障 がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。 前3号に掲げるときのほか、 (4)

(行為の制限等)

コミュニティ施設においては、次に掲げる行為をしてはなら 第10条 ない。

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為 (1)
- 施設、設備、器具等をき損し、若しくは減失し、又はそのお それがある行為 (2)
- 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為 (3)
- 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及 び営利を目的とした行為 (4)
- コミュニティ施設の管理上支障 前各号に掲げるもののほか、 があると認められる行為 (2)
- 前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行 市長は、 7

(使用の許可の取消し等)

- 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、コミ 若しくは停止し、又はその使用の許可 ュニティ施設の使用を制限し、 を取り消すことができる。 第9条
- この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (1)
- この条例の規定に基づく処分に違反したとき。 (2)
 - 使用の許可の条件に違反したとき、 (3)
- 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障 がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。 (4)

(行為の制限等)

- コミュニティ施設においては、次に掲げる行為をしてはなら 第10条 ない。
- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為 (1)
- 施設、設備、器具等をき損し、若しくは減失し、又はそのお それがある行為 (2)
- 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為 (3)
- 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及 び営利を目的とした行為 (4)
- コミュニティ施設の管理上支障 前各号に掲げるもののほか、 があると認められる行為 (2)
- 市長は、前頃の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行 7

為の中止又はコミュニティ施設からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、コミュニティ施設を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市国府町コミュニティセンター(以下「国府町コミュニ ティ施設」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指 定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に国府町コミュニティ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

<u>(1)国府町コミュニティ施設の利用に関する業務</u> (2)国府町コミュニティ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

為の中止又はコミュニティ施設からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失 した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。 2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、コミュニティ施設を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(3)前2号に掲げるもののほか、国府町コミュニティ施設の管理上市 長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3 条、第4条、第9条、第10条、第12条第2項の規定の適用につい ては、第3条、第4条、第9条、第10条の規定中「コミュニティ施 設」とあるのは、「国府町コミュニティ施設」と、「市長」とあるのは 「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とある のは「利用者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定 管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 国府町コミュニティ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」 という。)については、別表第3に定める金額の範囲内で、あらかじ め市長の承認を受けて指定管理者が定める。

利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(副副)

第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、

(罰則)

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、

5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前頃に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、 5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

函

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に用瀬コミュニティセンター設置条例(昭和60年用瀬町条例第21号)、尾際地区コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成15年佐治村条例第4号)又は鹿野町地区コミュニティー施設の設置及び管理に関する条例(平成13年鹿野町条例第18号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第93号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日条例第35号)

5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、

5 万円以下の過料を科することができ

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

弱

(施行期日)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に用瀬コミュニティセンター設置条例(昭和60年用瀬町条例第21号)、尾際地区コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成15年佐治村条例第4号)又は鹿野町地区コミュニティー施設の設置及び管理に関する条例(平成13年鹿野町条例第18号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第93号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日条例第35号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第42号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第23号)

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

金額(1時間につき)	
屋内運動場 250円	鳥取
	設、原
	イ筋
1部屋につき150	鳥取
E	設、原
	イ亂
	金額 (1 時間につき 2 5 0 1 部屋につき 1 5

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

| 則(平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第42号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

則(平成28年3月24日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

_		
	施設名	金額(1時間につき)
Э	鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施 屋内運動場	力場 250円
	設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニテ	
	イ 施設	
_	鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施 教室棟	1部屋につき150
Ð	設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニテ	E
	4 施設	

別表第2(第9	(第5条関係)			別表第2(第5	(第5条関係)		
(本	(本表追加[平成28年条例2	23号〕)		(本表	本表…追加〔平成28年条例2	23号〕)	
施設名	区分	午前8時30	午後5時~午後	施設名	区分	午前8時30	午後5時~午後
		分~午後5時	10時			分~午後5時	10時
				鳥取市国府町	多目的ホール	1時間につき	1時間につき
				コミュニティ		2,500円	5,000円
				- 6/4	大会議室	1時間につき	1時間につき
						700円	1,400円
					視聴覚室	1時間につき	1時間につき
						500円	1,000円
					食生活改善室、研修室	1時間につき	1時間につき
					(1)	300円	600円
					児童室、研修室(2)(3	1時間につき	1時間につき
					(4)	200円	400円
鳥取市福部町	新	1時間につき	1時間につき	鳥取市福部町	荊 難	1時間につき	1時間につき
コミュニティ		1,500円	3,000円	コミュニティ		1,500円	3,000円
センター	研修室(1)(2)、IT	1時間につき	1時間につき	- 6/4	研修室(1)(2)、IT	1時間につき	1時間につき
	講習室	150円	300円		講習室	150円	300円
	調理室、研修室(3)	1時間につき	1時間につき		調理室、研修室(3)	1時間につき	1時間につき
		300日	日009			300円	600円
	親子サロン、ロバー	1時間につき	1時間につき		親子サロン、ロビー	1時間につき	1時間につき
		100円	200円			100円	200円

	ጐ議室	1時間につき	1時間につき		分議室	1時間につき	1 時間につき
	1 # +	<u>ا</u>			{ # +) () I	
馬坎中沙房町	人調工	一部回にしる	一部回にしる	馬牧巾沙房町	人調定	にいることで	一時间にしぬ
コミュニティ		2,000円	4,000円	コミュニティ		2,000円	4,000円
センター	ギャラリー	1時間につき	1時間につき	センター	ギャラリー	1時間につき	1時間につき
		500円	1,000円			500円	1,000円
	会議室(和室)、第1研	1時間につき	1時間につき		会議室(和室)、第1研	1時間につき	1時間につき
	修室	200円	400円		修室	200円	400円
	第2研修室、調理実習室	1時間につき	1時間につき		第2研修室、調理実習室	1時間につき	1時間につき
		300円	600円			300円	600円
	会議室	1時間につき	1時間につき		分議室	1時間につき	1時間につき
		150円	300日			150円	300日
鳥取市用瀬町	研修室	1時間につき	1時間につき	鳥取市用瀬町	研修室	1時間につき	1時間につき
民会館		500円	1,000円	民会館		500円	1,000円
	教養室、調理室	1時間につき	1時間につき		教養室、調理室	1時間につき	1時間につき
		300日	日009			300日	色00分
	大会議室	1時間につき	1時間につき		大会議室	1時間につき	1時間につき
		700円	1,400円			700円	1,400円
	中会議室	1時間につき	1時間につき		中会議室	1時間につき	1 時間につき
		200円	400円			200円	400円
	小会議室	1時間につき	1時間につき		小会議室	1時間につき	1時間につき
		100円	200円			100円	200円

鳥取市佐治町コミュニティ	大会議室	1時間につき700円	1時間につき1,400円	鳥取市佐治町コニュニティ	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき
4	中会議室、講義室、視聴	1時間につき	1時間につき		中会議室、講義室、視聴	1時間につき	1時間につき
	覚室	200円	400円		覚室	200円	400円
	中研修室、児童室	1時間につき	1時間につき		中研修室、児童室	1時間につき	1時間につき
		150円	300円			150円	300円
	第1研修室、第2研修室、	1時間につき	1時間につき		第1研修室、第2研修室、	1時間につき	1時間につき
	茶室	100円	200円		茶室	100円	200円
	大研修室	1時間につき	1時間につき		大研修室	1時間につき	1時間につき
		500円	1,000円			500円	1,000円
鳥取市気高町	大会議室	1時間につき	1時間につき	鳥取市気高町	大会議室	1時間につき	1 時間につき
ュニティ		500円	1,000円	コミュニディ		500円	1,000円
4-	第1会議室、第2会議室、	1時間につき	1 時間につき	センター	第1会議室、第2会議室、	1時間につき	1時間につき
	第3会議室	150円	300日		第3会議室	150円	300円
	和室、ふれあい室、視聴	1時間につき	1時間につき		和室、ふれあい室、視聴	1時間につき	1時間につき
	覚室	200円	400円		覚室	200円	400円
	調理室	1時間につき	1時間につき		調理室	1時間につき	1時間につき
		300日	日009			300日	日009
取市青谷町	多目的ホール(控室含	1時間につき	1時間につき	鳥取市青谷町	多目的ホール(控室含	1時間につき	1時間につき
ュニティ	ಕ್ಕ ಿ)	700円	1,400円	コミュニティ	む。)	700円	1,400円
9-	第1会議室、第2会議室	1時間につき	1時間につき	センター	第1会議室、第2会議室	1時間につき	1 時間につき
		150円	300日			150円	300円

	第3会議室	1時間につき	1時間につき		第3会議室	1時間につき	1時間につき
		200円	400円			200円	400円
備考				備考			
1 1時間未満は、	末ば、1時間とする。			1 1時間未満は、	ういます。 いいます。 というます。 というまます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というまます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というまます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というまます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というまます。 というままする というまます。 というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というままする というまする というままする というままする というままする といまする といまする というままする というままする といまする といまする というままする といまする といまする といまする というままする というままする というままする といまする といま		
2 営利目的	営利目的で使用する場合の使用料は、		この表に定める額の10割	2 営利目的	営利目的で使用する場合の使用料は、	t、この表に定める額の10割	る額の10割
増の額とする。	5 5°			増の額とする。	°° 2		
				3 鳥取市立	鳥取市立国府町コミュニティセンターの多目的ホールの舞台のみ	7-0多目的ホー	・ルの舞台のみ
				を練習又に	を練習又は準備のために使用する場合の使用料は、		この表に定める
				額の5割の	額の5割の額とする。		
3 冷暖房記	冷暖房設備の使用料は、この表に、	この表に定める額の5割の	5割の額とする。	4 冷暖房部	冷暖房設備の使用料は、この表に瓦	この表に定める額の5割の額とする。	額とする。
4 調理実習	調理実習室等における使用料の内訳にはガス、		水道代等を含むも	5 調理実習	調理実習室等における使用料の内訳にはガス、	Rにはガス、水道	水道代等を含むも
のとする。				のとする。			
5 この表の	この表の規定により計算して得た額に10	_	円未満の端数があると	6 この表の	この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると	頁に10円未満の	端数があると
きは、そ0	その端数金額を切り捨てた額とす	とする。		きは、その	その端数金額を切り捨てた額とす	7 4 3。	
別表第3(第1	(第16条関係)						
施設名	区分	午前8時30	午後5時~午後				
		分~午後5時	10時				
鳥取市国府町	多目的ホール	1時間につき	1時間につき				
コミュニティ		2,500円	5,000円				
センター	大会議室	1時間につき	1時間につき				
		700円	1,400円				
	視聴覚室	1時間につき	1時間につき				

		500円	1,000円
	食生活改善室、研修室	1時間につき	1時間につき
	(1)	300円	600円
	児童室、研修室(2)(3)	1時間につき	1時間につき
	(4)	200円	400円
	第3会議室	1時間につき	1 時間につき
		200円	400円
備考			
1	時間未満は、1時間とする。		
了 侧	営利目的で使用する場合の利用料金は、		この表に定める額の10
割堆	割増の額とする。		
の	鳥取市立国府町コミュニティセン	7-の多目的ホ	ティセンターの多目的ホールの舞台のみ
4	を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、	らの利用料金は、	この表に定め
る額の	負の5割の額とする。		
4 公	冷暖房設備の利用料金は、この表	この表に定める額の5割の額とする。	割の額とする。
5	調理実習室等における利用料金の内訳にはガス、		水道代等を含む
£0.	ものとする。		
9	この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数がある	頁に10円未満	の端数があると
本	t、その端数金額を切り捨てた額とする。	<u>5</u>	

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第150号)新旧対照表

改正後		改正前	
鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例	管理に関する条例	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関す	警理に関する条例
	平成16年9月30日		平成16年9月30日
	鳥取市条例第150号		鳥取市条例第150号
(自的)		(目的)	
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第	F法律第67号)第244条の2及	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第	E法律第67号) <u>第244条の2第</u>
び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市多目的スポーツ広#	5多目的スポーツ広場の設置及び管	1項及び第228条第1項の規定に基づき、	鳥取市多目的スポーツ広場の設置
理並びに <u>使用料等</u> について、必要な事項を定めることを目的と	定めることを目的とする。	及び管理並びに <u>使用料</u> について、必要な事項を定めることを目的とする。	頁を定めることを目的とする。
(設置及び名称)		(設置及び名称)	
第2条 市民の健康増進及びスポーツの振興に資するため、鳥取市多目的スポー	に資するため、鳥取市多目的スポー	第2条 市民の健康増進及びスポーツの振興に資するため、鳥取市多目的スポー	こ資するため、鳥取市多目的スポー
ツ広場(以下「広場」という。)を次のとおり設置する。	らり設置する。	ツ広場(以下「広場」という。) を次のとおり設置す	り設置する。
名称	位置	名称	位置
鳥取市美穂スポーツ広場	鳥取市朝月	鳥取市美穂スポーツ広場	鳥取市朝月
鳥取市大和スポーツ広場	鳥取市倭文	鳥取市大和スポーツ広場	鳥取市倭文
鳥取市国府町大茅スポーツ広場	鳥取市国府町栃本	鳥取市国府町大茅スポーツ広場	鳥取市国府町栃本
鳥取市国府町成器スポーツ広場	鳥取市国府町中河原	鳥取市国府町成器スポーツ広場	鳥取市国府町中河原
鳥取市国府町運動場	鳥取市国府町町屋	鳥取市国府町運動場	鳥取市国府町町屋
鳥取市国府町美歎運動場	鳥取市国府町美歎	鳥取市国府町美歎運動場	鳥取市国府町美歎
鳥取市国府町荒舟運動場	鳥取市国府町荒舟	鳥取市国府町荒舟運動場	鳥取市国府町荒舟
鳥取市国府町高岡運動場	鳥取市国府町高岡	鳥取市国府町高岡運動場	鳥取市国府町高岡
鳥取市国府町麻生運動場	鳥取市国府町麻生	鳥取市国府町麻生運動場	鳥取市国府町麻生
鳥取市国府町三代寺運動場	鳥取市国府町三代寺	鳥取市国府町三代寺運動場	鳥取市国府町三代寺

鳥取市国府町谷運動場	鳥取市国府町清水	鳥取市国府町谷運動場	鳥取市国府町清水
鳥取市福部町グラウンド	鳥取市福部町海士	鳥取市福部町グラウンド	鳥取市福部町海土
鳥取市河原町屋内ゲートボール場	鳥取市河原町佐貫	鳥取市河原町屋内ゲートボール場	鳥取市河原町佐貫
鳥取市河原町湯谷スポーツ広場	鳥取市河原町湯谷	鳥取市河原町湯谷スポーツ広場	鳥取市河原町湯谷
鳥取市河原町八上スポーツ広場	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原町八上スポーツ広場	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町河原スポーツ広場	鳥取市河原町長瀬	鳥取市河原田河原スポーツ広場	鳥取市河原町長瀬
鳥取市河原町国英スポーツ広場	鳥取市河原町山手	鳥取市河原町国英スポーツ広場	鳥取市河原町山手
鳥取市河原町天神原スポーツ広場	鳥取市河原町天神原	鳥取市河原町天神原スポーツ広場	鳥取市河原町天神原
鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場	鳥取市河原町稲常	鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場	鳥取市河原町稲常
鳥取市用瀬町興徳運動広場	鳥取市用瀬町鷹狩	鳥取市用瀬町興徳運動広場	鳥取市用瀬町鷹狩
鳥取市用瀬町社スポーツ広場	鳥取市用瀬町宮原	鳥取市用瀬町社スポーツ広場	鳥取市用瀬町宮原
鳥取市用瀬町屋住運動場	鳥取市用瀬町屋住	鳥取市用瀬町屋住運動場	鳥取市用瀬町屋住
鳥取市気高町運動場	鳥取市気高町八幡	鳥取市気高町運動場	鳥取市気高町八幡
鳥取市青谷町勝部第2グラウンド	鳥取市青谷町紙屋	鳥取市青谷町勝部第2グラウンド	鳥取市青谷町紙屋
鳥取市青谷町中郷グラウンド	鳥取市青谷町亀尻	鳥取市青谷町中郷グラウンド	鳥取市青谷町亀尻
鳥取市青谷町日置グラウンド	鳥取市青谷町山根	鳥取市青谷町日置グラウンド	鳥取市青谷町山根
鳥取市青谷町日置谷グラウンド	鳥取市青谷町奥崎	鳥取市青谷町日置谷グラウンド	鳥取市青谷町奥崎
鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市青谷町青谷	鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市青谷町青谷
鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	鳥取市青谷町善田	鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	鳥取市青谷町善田
(使用の許可等)		(使用の許可等)	

(使用の許可等)

第3条 別表に掲げる広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受

けなければならない。

掲げる広場の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

- 別表に掲げる広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受 けなければならない。 第3条
- 市長は、必要があると認めるときは、前頃に規定する使用の許可に、別表に 掲げる広場の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。 7 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、別表に

124

(使用の許可の基準)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しないものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障があると認めるとき。 (使用料)
- 第5条 広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表第1</u> 項の表又は第3項の表に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前頃の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。 (使用料の減免)
- 第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- (使用料の不返還)
- 第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場の使用を中止した場合又は特に市長が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。
- (目的外使用等の禁止)
- 第8条 使用者は、広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (使用の許可の取消し等)

(使用の許可の基準)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しな いものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは減失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障があると認めるとき。 (使用料)
- 第5条 広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。
- (使用料の減免) 第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除す
- (使用料の不返還)

ることができる。

- 第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場の使用を中止した場合又は特に市長が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。
- (目的外使用等の禁止)
- 第8条 使用者は、広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

- 1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(行為の制限等)

- 第10条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
- 1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を 目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為
- 2 市長は、前頃の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止 又は広場からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければ

ならない。

(損害賠償)

第12条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定

した損害額を賠償しなければならない。

? 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障がある行為をし、又は そのおそれがあると認めたとき。

(行為の制限等)

- 第10条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは減失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を 目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為
- 2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止 又は広場からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

| 2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害

第13条 使用者は、広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒む (職員の立入り) ことができない。 第13条 使用者は、広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒む 第4 いては、第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第11条の規定中「使 法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。) 条、第9条、第10条第2項、第11条及び第12条第2項の規定の適用につ 第12条第2頃中「市」とあるのは「市及び指定管 は、別表第に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理 グラウンドの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)について と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」 この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより 第14条 鳥取市青谷町グラウンド(以下「グラウンド」という。)の管理は、 広場の管理上市長が必要と認める業務 前条第1頃の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (2)グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務 指定管理者にその収入として収受させる。 適正にグラウンドの管理を行わなければならない。 (1)グラウンドの利用に関する業務 3)前2号に掲げるもののほか、 理者」と読み替えるものとする。 指定管理者の業務の範囲 とあるのは「利用者」と、 用」とあるのは「利用」 (指定管理者による管理) (職員の立入り) 2 指定管理者は、 ことができない。 2 利用料金は、 (利用料金) に行わせる。 者が定める。 第15条 第16条

については、市は賠償の責めを負わない。

については、市は賠償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、

₩

用料金を減額し、又は免除することができる。

印用料金の不液濃)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ 市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還

(| | | | | |

することができる。

第<u>19</u>条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

函

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に国府町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年国府町条例第7号) 国府町地区運動場の設置及び管理に関する条例(昭和61年国府町条例第15号) 国府町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成14年国府町条例第5号) 福部村立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成14年国府町条例第5号) 福部村立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成14年国府町条例第5号) 福部村立社会体育施設の設置管理に関する条例(平成6年福部村条例第28号) 海原号) 福部村屋内プール等の設置管理条例(平成6年福部村条例第9号) 河原

(| | | | | | | |

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

羽翅

(施行期日)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に国府町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年国府町条例第7号)国府町地区運動場の設置及び管理に関する条例(昭和61年国府町条例第15号)国府町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成14年国府町条例第5号)福部村立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成14年国府町条例第5号)福部村立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和48年福部村条例第28号)福部村民のプール等の設置管理条例(平成6年福部村条例第9号)河原号)

町総合町民運動場の設置及び管理に関する条例(平成3年河原町条例第2号) 河原町スポーツ広場維持管理規程(昭和63年河原町教育委員会告示第8号) 用瀬町営社会体育施設設置及び管理に関する条例(昭和40年用瀬町条例第13号) 気高町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年気高町条例第17号) 青谷町民グラウンド施設の設置及び管理に関する条例(平成元年青谷町条例第4号)又は青谷町民グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成13年青谷町条例第6号)(以下これらを「編入前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例等の例による。

附 則(平成16年10月19日条例第216号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第29号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第30号抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に次頃の規定による改正前の鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第150号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月26日条例第25号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第15号

町総合町民運動場の設置及び管理に関する条例(平成3年河原町条例第2号) 河原町スポーツ広場維持管理規程(昭和63年河原町教育委員会告示第8号) 用瀬町営社会体育施設設置及び管理に関する条例(昭和40年用瀬町条例第13号) 気高町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年気高町条例第17号) 青谷町民グラウンド施設の設置及び管理に関する条例(平成元年青谷町条例第4号)又は青谷町民グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成13年青谷町条例第6号)(以下これらを「編入前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例等の例による。

附 則(平成16年10月19日条例第216号

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第29号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第30号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の鳥取市多目的スポーツ 広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第150号)の規定 によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた ものとみなす。

附則(平成19年3月26日条例第25号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第15号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。	この条例は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成24年3月22日条例第2号)	附則(平成24年3月22日条例第2号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。	この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成24年9月26日条例第32号)	附則(平成24年9月26日条例第32号)
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)
2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以	2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以
下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日	下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日
までに納付すべきものについては、なお従前の例による。	までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
3 施行日の前日までの使用、利用又は入館により施行日以後に納付すべき義務	3 施行日の前日までの使用、利用又は入館により施行日以後に納付すべき義務
が生じる使用料、利用料金又は観覧料については、前項の規定にかかわらず、	が生じる使用料、利用料金又は観覧料については、前項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。	なお従前の例による。
附則(平成25年3月21日条例第23号)	附則(平成25年3月21日条例第23号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。	この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附則(平成25年12月20日条例第62号)	附 則(平成25年12月20日条例第62号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。	この条例は、平成26年4月1日から施行する。
附則(平成26年6月30日条例第25号)	附則(平成26年6月30日条例第25号)
この条例は、平成26年7月1日から施行する。	この条例は、平成26年7月1日から施行する。
附 則(平成27年6月29日条例第27号)	附 則(平成27年6月29日条例第27号)
この条例は、平成27年7月1日から施行する。	この条例は、平成27年7月1日から施行する。
附 則(平成27年9月25日条例第36号)	附則(平成27年9月25日条例第36号)
この条例は、平成27年10月1日から施行する。	この条例は、平成27年10月1日から施行する。
附 則(平成 年 年 日条例第 号)	
この条例は、平成 年 月 日から施行する。	
別表(第5条、第16条関係)	別表(第3条、第5条関係)

			即以用(十)%~~十米例~~~、4 443 一即以用(十
成27年条例27号〕)		成27年条例27号])	
動場・鳥取市福部町・	鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運動場使用料	1 鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラ	「グラウンド・鳥取市気高町運動場使用料
区分	金額(1時間につき)	区分	金額(1時間につき)
	300日	一	300日
高齡者	150円	小学生、中学生、高齢者	150円
	無料		無料
		備考	
1時間未満は、1時間とする。		1 1時間未満は、1時間とする。	
「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	旨をいう。	2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	者をいう。
「障害者等」とは、次の各号のい	次の各号のいずれかに該当する者をいう。	3 「障害者等」とは、次の各号の	次の各号のいずれかに該当する者をいう。
障害者手帳、療育手!	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持	(1) 身体障害者手帳、療育手	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持
者及びその付添人		者及びその付添人	
保険法(平成9年法	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護	(2) 介護保険法(平成9年法	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護
状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人	5者及びその付添人	状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人	た者及びその付添人
曜日及び祝日(国民・	土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律	4 日曜日、土曜日及び祝日(国民	土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律
第2条に規定する祝	第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。	第178号)第2条に規定する祝	8号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。
:小学生又は中学生(以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合	以下同じ。)に小学生又は中学生	以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合
無料とする。		は、無料とする。	
鳥取市青谷町グラウンド利用料金		2 鳥取市青谷町グラウンド使用料	
医分	<u>利用料金</u> (1時間につき)	区分	金額(1時間につき)
	日005	一	日005
高齢者	250円	小学生、中学生、高齢者	250円
	無料	障害者等	無料
		備考	

- 時間イヤベ	2
1 時間末端付	6
_	

- 2 照明設備の<u>利用料金</u>は、1時間につき3,000円で計算して得た額 とする。
- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

4

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持 者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。

前各項に掲げる広場を除く広場使用料

长因	金額(1時間につき)
發—	200円
小学生、中学生、高齢者	150円
尊害者等	無料
7 7	

備考

- 1時間未満は、1時間とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- : 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定 医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の 所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 照明設備の使用料は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

4

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持 者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。

前各項に掲げる広場を除く広場使用料

区分	金額(1時間につき)
—- 航殳	200周
小学生、中学生、高齢者	150円
度害者等	無料
÷	

備老

- 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定 医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の 所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で	4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で
使用する場合は、無料とする。	使用する場合は、無料とする。